

**いちき串木野市第2次総合計画
前期基本計画(案)
(平成29年～平成33年)**

平成28年12月
いちき串木野市

目次

第2部 基本計画.....	3
第1編 分野別振興方向.....	3
第1章 市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』.....	3
第1節 コミュニティ.....	3
1) 市民参画と協働の推進.....	3
2) 市民自治活動の充実.....	4
3) 広報・広聴.....	4
4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現.....	5
第2節 行財政.....	6
1) 効率的・効果的な行政の運営.....	6
2) 健全な財政の運営.....	7
3) 広域行政の推進.....	8
第2章 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』.....	9
第1節 生活環境.....	9
1) 環境の保全.....	9
2) ごみ処理の充実.....	10
3) 水道の安定供給.....	10
4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実.....	11
5) 住環境の整備.....	13
6) 火葬場・墓地の適正な管理.....	13
7) 消防・防災体制の充実・強化.....	14
-1 消防.....	14
-2 防災.....	15
8) 交通安全の充実.....	17
9) 防犯対策の強化.....	18
10) 消費生活の充実.....	18
11) エネルギー対策の推進.....	19
第2節 保健・医療・福祉.....	21
1) 健康づくりの推進.....	21
2) 地域医療体制の充実.....	23
3) 子育て支援体制の充実.....	24
4) 高齢者福祉の充実.....	25
5) 社会保障の充実.....	26
6) 障がい者（児）福祉の充実.....	28
7) 母子父子福祉の充実.....	29

8) 地域福祉の推進	29
9)生活困窮者の自立支援等の充実	30
第3節 教育文化.....	31
1) 生涯学習の充実	31
2) 学校教育の充実	32
3) 社会教育の充実	35
4) 地域文化の保存・継承	36
5) スポーツの充実	37
6) 国際交流の充実	39
第3章 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』	40
第1節 産業経済.....	40
1) 農業の振興	40
2) 林業の振興	42
3) 水産業の振興.....	43
4) 製造業の振興.....	45
5) 企業誘致.....	46
6) 商業・サービス業の振興	47
7) 観光の振興	48
8) 食のまちづくりの推進.....	50
9) コミュニティビジネスの振興	51
10) 海外との経済交流	52
第4章 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』	53
第1節 社会基盤.....	53
1) 道路・交通網の整備.....	53
-1 道路	53
-2 鉄道・バス	54
2) 港湾機能の充実	55
3) 海岸・河川の整備	56
4) 公園・緑地の整備	57
5) 住宅の充実	58
6) 市街地の整備.....	59
7) 都市景観の形成.....	60
8) 情報通信基盤の整備.....	61

第2部 基本計画

第1編 分野別振興方向

第1章 市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

第1節 コミュニティ

1) 市民参画と協働の推進

目 標 値	指標：市民参加の仕組みの満足度（※） 基準：18.6% 目標：40%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>少子高齢化・人口減少、地方分権の進展等社会状況が大きく変化する中、環境、防犯、防災などにおいて様々な地域課題が生じています。</p> <p>さらに、各地域が抱える課題はそれぞれ異なり、地域の課題解決に向けた市民自治によるまちづくりが求められています。</p> <p>また、国、地方は厳しい財政状況にあるとともに、地方分権・地域主権の動きも進んでいます。</p> <p>こうした中、地域社会を維持発展させるためには、行政だけの取組では限界があり、市民と協働して新しいまちづくりを進めていくことが必要です。</p>	<p>自治基本条例に基づいた市民自治活動を行うために、市民と行政が情報を共有し、良きパートナーとして連携を図ります。</p> <p>共生・協働のまちづくりを推進するため、市民自治活動の必要性を認識して、地域にとって真に必要なサービスを地域自らが選択・創造・享受できる市民満足度の高い地域社会を目指し、市民一人ひとりが積極的に市政に参画する市民主体のまちづくりを進めます。</p> <p>また、ボランティア、NPO(※)等の役割等について市民への理解を深めるとともに、行政は活動を尊重して支援します。</p>	<p>(1)自治基本条例の理解促進</p> <p>(2)市民と行政の情報の共有</p> <p>(3)市民自治活動への参画促進</p> <p>(4) 各種委員会委員の公募</p> <p>(5)パブリックコメント制度(※)の活用</p> <p>(6)「共生・協働のまちづくり」の必要性及びボランティア、NPO等の役割等の市民理解の促進</p>

※指標の満足度…市民意識調査（基準は平成27年度実施時）によるもの。

※NPO…Non-Profit Organizationの略で、福祉や環境、まちづくりなどの社会的な課題に営利を目的とせず活動する民間の非営利組織。

※パブリックコメント制度…市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市の各種計画の策定又は重要な変更を行う際に、案の段階で広く市民の意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画等の決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度。

2) 市民自治活動の充実

目 標 値	指標：交流センター利用者数 基準：60,600人 目標：63,600人	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>生活様式の多様化、社会・生活環境の変化に伴い、市民の連帯感は希薄になりつつあり、地域のつながりや相互扶助の精神が薄らいできています。また高齢化や人口減少により、自治活動の担い手の人材確保や継続が難しくなっています。</p> <p>一方、地方分権の進展により、自治体の役割の拡大や、市民ニーズの多様化等で、まちづくりの進め方は行政主導から市民と行政の適切な役割分担のもとで展開していく共生・協働へと移行しつつあります。</p> <p>市民自治活動を進めるためには、まちづくり協議会や自治公民館活動を充実させることが必要です。また、行政と自治公民館が連携し、加入の促進を進めることが求められています。</p>	<p>市民は自主的・主体的に自治公民館、各種団体及びまちづくり協議会等の市民自治活動に参画し、行政はそれらの活動を尊重し支援や協力を行います。</p> <p>行政は個人情報の保護に配慮しつつ、保有する情報を共有することに努めます。また、各まちづくり協議会に地区担当職員を配置し、市民と行政の相互理解や信頼関係を深め、情報提供や指導、助言を行います。</p> <p>さらに行政と自治公民館は、市民自治活動の理解を広め、加入者が増加するような対策を講じ連携して加入促進にあたります。</p>	<p>(1)市民自治活動の充実</p> <p>①コミュニティリーダーの育成</p> <p>②市民自治活動に関する情報提供</p> <p>③各種コミュニティ団体の育成</p> <p>④交流センターの整備及び利用促進</p> <p>⑤地区担当職員による地域活動支援</p> <p>⑥市民自治活動の支援</p> <p>⑦自治公民館への加入促進</p>

3) 広報・広聴

目 標 値	指標：情報提供や情報公開の満足度 基準：42% 目標：60%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市では、「広報紙」や「おしらせ版」、ホームページ、防災行政無線のほか、スマートフォンや携帯電話を活用した広報活動や情報提供に努めています。</p>	<p>(1)広報機能の充実</p> <p>市政広報については、「広報紙」、「おしらせ版」、ホームページ、防災行政無線、防災メール、フェイスブックやツイッターなどに代表され</p>	<p>(1)広報機能の充実</p> <p>①広報紙の充実</p> <p>②おしらせ版の充実</p> <p>③ホームページの充実</p> <p>④防災行政無線・防災メールの活用</p>

<p>尊重する地域社会を築いていく必要があります。</p> <p>また、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる社会を目指すことが重要です。本市では男女共同参画社会の実現に向けて、平成24年度に第2次男女共同参画基本計画を策定しました。社会変化に応じた改定を行いながら、引き続き講座の開催や広報啓発などにより、市民に男女共同参画社会の形成に向けて意識の向上を図る必要があります。</p>	<p>め、あらゆる分野での政策、方針決定過程への男女共同参画を促進します。</p> <p>施策の推進にあたっては、市民で構成される男女共同参画推進懇話会の提言を踏まえた「いちき串木野市男女共同参画基本計画」に基づき、様々な取組を進めるとともに、次期計画の策定に取り組みます。</p>	<p>に向けた講演会、研修会の開催及び広報・啓発の充実</p> <p>②次期「いちき串木野市男女共同参画基本計画」の策定（第3次）</p>
---	---	---

※DV…配偶者等や交際相手からの暴力のこと。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、社会的暴力などが含まれる。

第2節 行財政

1) 効率的・効果的な行政の運営

<p>目 標 値</p>	<p>指標：行革推進計画効果額 基準：0円 目標：9億3912万円</p> <p>指標：定員適正化計画職員数 基準：344人 目標：337人</p>	
<p>現況と課題</p> <p>社会経済情勢の変化に伴い、ますます複雑・多様化する行政需要に対応するため行政改革推進計画を策定し、組織の機構改革や指定管理者制度の導入等に取り組んでいます。</p> <p>しかし、本市を取り巻く状況は、人口減少による生産年齢人口(※)の減少や景気低迷等により自主財源・依存財源ともに減少するなど、依然として厳しい状況にあります。</p>	<p>基本的方向</p> <p>市勢の発展と市民福祉の向上のため、行政改革の推進にあたって最大限の努力をするとともに、取組状況等を公表するなど、より公平で開かれた市政運営を推進し、市民の理解と協力のもと、効率的・効果的な行政運営の確立に努めます。</p>	<p>主要施策</p> <p>(1)定員適正化計画の推進</p> <p>①計画的な職員採用</p> <p>(2)簡素で効率的な組織機構の見直し</p> <p>(3)人事評価制度の適正な実施と適材適所の配置</p> <p>(4)事務事業の見直し</p> <p>①事務事業の再編・整理、統合・廃止</p> <p>②指定管理者制度の見直し</p> <p>(5)職員研修の充実、職員派遣・交流や人事管理を含めた人材育成方針の推進</p>

<p>このため、複雑化・高度化する市民ニーズを踏まえ、市民と行政が相互信頼のもとに連携し共生・協働のまちづくりを推進するとともに、質の高い行政サービスの提供を目指して、職員一人ひとりがより一層の強い自覚を持って、市民の理解を得ながら行政改革推進計画の着実な実施に取り組み、効率的・効果的な行政運営を更に進めていく必要があります。</p>		<p>(6)公共施設等管理計画の策定・推進 ①公共施設の適正化の推進</p>
--	--	--

※生産年齢人口…15歳から64歳までの人口のこと。

2) 健全な財政の運営

目 標 値	指標：経常収支比率（H32） 基準：99.2%（行革前） 目標：97.2%（行革後）	
	指標：実質公債費比率 基準：9.9%（H27） 目標：13.2%（H32）	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市財政は、市税等の自主財源が少なく、補助金や地方交付税に依存した財政運営となっています。この厳しい財政状況に対応するため行政改革大綱を策定し、健全な財政運営に取り組んでいます。</p> <p>歳出は、人件費及び公債費などの義務的経費が多く、弾力性に乏しい財政構造となっているのに加え、少子高齢化の影響、市民ニーズの増大など行政コストも増加傾向にあります。</p> <p>歳入では、合併自治体に対する普通交付税の優遇措置も段階的に縮減されることとなっています。また、地方交付税をはじめとする国の</p>	<p>厳しい財政状況に適切に対応していくため、長期財政見通しを踏まえた財政改善計画に基づき、より一層健全で効率的な財政運営を進めるとともに、自主財源の確保に努め、安定した財政基盤の確立を図るなど、持続可能な財政構造への転換を図っていきます。</p>	<p>(1)中長期的展望に立った計画的な財政運営の推進 ①財政改善計画の進行管理 ②市債残高の縮減(管理)</p> <p>(2)自主財源の確保 ①市税等の収納率の向上 ②市有財産の有効活用 ③ふるさと納税制度の活用</p> <p>(3)公営企業等の健全経営 ①公営企業、開発公社、一部事務組合等の健全経営</p>

<p>財政対策が不透明であり、不足分を補うだけの市税等の収入増も見込めない状況にあります。</p> <p>このような状況に適切に対応するためには、健全で効率的な財政運営を進め、長期にわたって安定した財政基盤を確立していくことが課題となります。</p>		
---	--	--

3) 広域行政の推進

目 標 値	指標：広域行政・体制の推進の満足度 基準：16.8% 目標：20%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市はこれまで、鹿児島広域市町村圏協議会、薩摩半島地域開発協議会等により、関係市町村と連携を図りながら広域的な取組を行ってきました。国は連携中枢都市圏構想による新たな広域行政を推進しています。</p> <p>本市においては経済的結びつきが強い鹿児島市、日置市、姶良市とのかごしま連携中枢都市圏の取組について関係市との調整を図りながら調査研究していく必要があります。また、現在、し尿処理や火葬業務等については、日置市と一部事務組合を設置し、広域的な取組を行っています。消防については、国による一層の広域化が求められています。</p>	<p>高速交通体系の進展や高度情報化の急速な発達に伴う日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・多様化に対応するために、連携中枢都市圏等の広域行政の推進を図り、一体的な振興発展に取り組みます。</p> <p>また、消防業務の高度化に対応し、消防広域化の検討に取り組めます。</p>	<p>(1)広域行政の推進</p> <p>①広域的な行政課題に係る調査研究の推進</p> <p>②交通・通信・観光等広域的な連携体制の充実</p> <p>③消防広域化の検討</p> <p>(2)国・県・周辺市等との連携強化</p> <p>①かごしま連携中枢都市圏の推進</p> <p>②広域的事業の円滑な推進を図るため、国・県・周辺市等との連携強化と協力の要請</p>

第2章 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

第1節 生活環境

1) 環境の保全

目 標 値	指標：水質環境基準達成率	基準：95%	目標：100%
	指標：不法投棄件数	基準：225件	目標：150件
	指標：海や川、山などの自然環境の保全の満足度	基準：32.5%	目標：40%
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市の海、森林、河川等の恵まれた自然環境は、市民生活や産業等に大きく貢献しており、今後のまちづくりを進めるうえで、生活環境や産業振興などの様々な場面での環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。</p> <p>そのため、環境と共生するライフスタイルづくりを目指すとともに、合併処理浄化槽の設置促進や下水道の普及、河川の浄化活動（悪臭防止）、地球温暖化防止や自然環境保全に向けた取組を強化する必要があります。</p> <p>また、「いちき串木野市環境基本条例」及び「いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって環境の保全に努めることが必要となっています。</p>	<p>(1)環境基本計画の推進</p> <p>(2)環境保全に関する市民の意識啓発</p> <p>環境保全を推進するにあたっては、市民の理解と協力が不可欠であるため、環境に対する市民の意識啓発を図ります。</p> <p>(3)環境保全に関する指導及び監視の充実強化</p> <p>公害の未然防止及び環境保全対策として、広報・啓発・指導・監視の充実強化を図ります。</p> <p>(4)河川等公共用水域の水質の保全対策</p> <p>河川の水質浄化対策として、下水道の普及、合併処理浄化槽の設置促進及び事業所排水に対する汚水処理に関する指導の強化を図ります。</p>	<p>(1)環境基本計画の推進</p> <p>(2)環境保全に関する市民の意識啓発</p> <p>①環境学習の推進と市民の自然環境への意識啓発</p> <p>(3)環境保全に関する指導及び監視の充実強化</p> <p>①ごみの不法投棄監視制度の充実</p> <p>②小中学生を対象とした環境意識の醸成</p> <p>③ボランティア団体の育成</p> <p>④ウミガメ保護監視活動の推進</p> <p>⑤河川の浄化活動（悪臭防止）の促進</p> <p>⑥CO₂の削減行動の促進</p> <p>(4)河川等公共用水域の水質の保全対策</p> <p>①下水道の普及</p> <p>②合併処理浄化槽の設置促進</p> <p>③公害対策事業の推進</p> <p>④河川・工場排水等の水質検査の充実</p>	

2) ごみ処理の充実

目 標 値	指標：リサイクル率	基準：11.6%	目標：20%
	指標：1人1日当たりのゴミの排出量	基準：960g	目標：900g
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>ごみ処理については、環境保全、循環型社会の形成の必要性が高まっていることから、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、適切に取り組むことが求められています。</p> <p>このため、環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、廃棄物の減量化・再利用・リサイクルを積極的に推進していくことが重要です。</p> <p>また、これまで指定ごみ袋制度を導入し、市民に廃棄物の分別収集の徹底を図るとともに、資源物の分別収集に努めてきていますが、一般廃棄物最終処分場が平成29年度で計画容量に達する見込みであることから、新たな最終処分場の整備を進めています。</p>	<p>(1)市民への資源物分別収集の啓発など、ごみの減量化及び再資源化の促進に積極的に取り組みます。</p> <p>(2)新たな最終処分場を整備します。</p>	<p>(1)ごみ減量及び再資源化の促進</p> <p>①指定ごみ袋制度の推進 ②資源物分別収集の推進 ③廃品回収活動の促進 ④マイバッグ運動の推進</p> <p>(2)最終処分場の整備</p> <p>①ごみ処理基本計画の推進 ②最終処分場の整備 ③ごみ処理施設の周辺環境整備と保全</p>	

3) 水道の安定供給

目 標 値	指標：耐震化率（基幹管路）	基準：24%	目標：30%
	指標：水道水の安定した供給の満足度	基準：71%	目標：76%
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市の水道は、平成28年度に上水道と簡易水道が統合され、ほぼ市内全域で上水道事業による供給体制が整っています。</p> <p>これまで進めてきた事業</p>	<p>市内全域にわたる公共水道を基本とし、地域に対応した給水を行うとともに、水道施設の整備・更新などにより、安定給水に努めます。</p> <p>(1)水道事業の経営安定</p>	<p>(1)水道事業の経営安定</p>	

<p>により、水源の確保や貯水力の向上などが図られてきていますが、耐用年数の経過した施設や配管等の更新のほか、地震等の災害に備えて耐震化等も必要となってきました。</p> <p>また近年、人口の減少や節水意識の高まり、節水器具の普及により全体の水道使用量が減少してきており、今後、経営を継続するため長期的視野に立った事業計画及び経営計画を策定し、収支の均衡を図りながら事業を進める必要があります。</p>	<p>水道事業の推進にあたっては、国の助成を活用しながら経営の合理化を更に進めるとともに、水道料金の適正化を図り持続的に安全な水の安定供給ができるよう経営を行います。</p> <p>(2)新水道ビジョンの策定 水道施設の耐震化計画及び今後の水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策を示す「新水道ビジョン」を策定し、災害に強い水道施設の構築を図ります。</p> <p>(3)水道施設の整備 ①浄水場施設の整備 安定した水を供給するために、老朽化した施設の整備を実施します。 ②水質の向上と水資源の確保 取水上流域での合併処理浄化槽の設置促進により、水質の向上を図るとともに、新たな水源の確保に努めます。</p>	<p>①水道事業経営の合理化と水道料金の適正化 ②水道メーターの2か月検針の検討</p> <p>(2)新水道ビジョンの策定 重要な公共施設、医療施設、災害時避難所等を最優先した水道施設の耐震化計画の策定</p> <p>(3)水道施設及び水道管の整備 ①送配水管の布設及び更新 ②配水池の新設及び更新 ③水源の開発</p>
--	---	--

4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

目 標 値	指標：汚水処理人口普及率	基準：76%	目標：80%
	指標：生活排水処理の満足度	基準：55%	目標：60%
現況と課題	基本的方向		主要施策
<p>(1)下水道・生活排水 市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全の観点から、串木野地域の市街地を中心に公共下水道の整備を進め、また、市来地</p>	<p>(1)下水道・生活排水 河川や海の生態系にも配慮しながら、公共用水域の水質保全に努め、市民の快適な生活環境の確保を図るため、下水道や合併処理浄化槽の</p>		<p>(1)下水道・生活排水</p>

<p>域の戸崎・崎野地区においては漁業集落排水施設を整備してきています。さらに、その他の地区においても合併処理浄化槽の設置が進み、公衆衛生の向上のみならず公共用水域の水質改善が進んできています。</p> <p>今後、より一層の公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図るためには、下水道認可区域内の水洗化率の向上と、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替の促進を図る必要があります。</p> <p>また、下水道事業を継続するため、事業経営の健全化を図る必要があります。</p> <p>(2)し尿処理の充実</p> <p>し尿処理施設は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営され、し尿及び浄化槽清掃汚泥の効率的、安全、安定した処理がなされています。</p> <p>今後も、し尿処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設周辺地域の環境条件との調和を図ることが重要です。</p>	<p>普及を図ります。</p> <p>①公共下水道終末処理場の長寿命化と水洗化率の向上を図ります。</p> <p>また、事業経営の健全化を図ります。</p> <p>②戸崎地区漁業集落排水事業区域については、管理組合と連携し、水洗化率の向上を図ります。</p> <p>③公共下水道認可区域、戸崎地区漁業集落排水区域以外については、合併処理浄化槽の設置を促進し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。</p> <p>(2)し尿処理の充実</p> <p>施設の適正な維持管理に努め、し尿等の適正処理を行うとともに、収集について市民サービスの向上を図ります。</p>	<p>①公共下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場の長寿命化計画の実施 ・公共下水道認可区域の水洗化率の向上 ・経営健全化の推進 <p>②戸崎地区漁業集落排水事業区域の水洗化率の向上</p> <p>③合併処理浄化槽設置の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽への転換の支援 <p>(2)し尿処理の充実</p> <p>①し尿処理施設の適正な維持管理</p> <p>②し尿等の収集サービスの向上</p> <p>③周辺環境の整備の推進</p>
--	--	--

5) 住環境の整備

目 標 値	指標：空き家バンクの契約件数 基準：0戸 目標：20戸	
	指標：住宅施策の満足度 基準：16% 目標：20%	
	指標：公園緑地整備の満足度 基準：25.6% 目標：30%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市は、豊かな自然環境を有し、南九州西回り自動車道の2つのインターチェンジ、さらに鉄道では市内に3駅を有する恵まれた交通アクセスを生かし、ウッドタウン団地、小城団地等の住宅団地や総合運動公園が整備されています。</p> <p>これらの恵まれた資源・交通アクセスを生かし、民間活力の導入による神村学園前駅東側の開発促進や増加している空き家の対策を進めながら、個性豊かで魅力的な住環境の整備が求められています。</p>	<p>自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図りながら、民間活力の導入による優良宅地の適正な開発に努めます。あわせて、公園・緑地については、防災面を考慮しつつ、水や緑などの資源を活用しながら、市民の憩い・健康増進の場となるように整備を進めます。</p> <p>また、増加している空き家等の実態調査に基づき、状況に応じた対策により、住環境の向上に努めます。</p>	<p>(1)計画的な土地利用の推進 ①各種計画に基づく適正な土地利用の促進 (2)公営住宅の整備推進 (3)公園・緑地の整備 (4)がけ地近接等危険住宅移転の促進 (5)空き家の有効活用 ①空き家バンク制度創設 ②リフォーム等必要な整備の支援</p>

6) 火葬場・墓地の適正な管理

目 標 値	指標：墓地・火葬場の運営管理の満足度 基準：38.1% 目標：45%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>火葬場は、いちき串木野市・日置市衛生処理組合で運営されていますが、昭和62年の火葬炉改修から約30年経過しているため、改修を行う必要があります。</p> <p>墓地には、市有墓地2箇所と、地域住民が自ら管理する共同墓地並びに宗教法人等が経営する墓地があります。</p> <p>市有墓地は、墓参者の利便</p>	<p>(1)火葬場については、火葬炉等の改修を行い、引き続き適切な管理運営に努めます。</p> <p>(2)墓参者の利便性の向上を図るため、市有墓地の施設の改善や環境整備に努めます。</p> <p>また、墓地の有り方についての検討を進めます。</p> <p>(3)共同墓地の環境整備の促進に努めます。</p>	<p>(1)火葬場の適正な管理運営 ①火葬炉等の改修 (2)墓地の環境整備の推進 ①市有墓地の歩道、水道、街灯、駐車場等施設整備の推進 ②墓地の有り方の検討 (3)共同墓地の環境整備の促進</p>

<p>性の向上を図るため、施設改良等の環境整備を進める必要があります。</p> <p>今後は、家族形態の変化に伴い墓地の有り方についても検討が必要となってきました。</p> <p>また、市内に点在する共同墓地に対しては、環境整備や災害復旧工事等に対する助成等を行っています。</p>		
---	--	--

7) 消防・防災体制の充実・強化

ー1 消防

目 標 値	指標：普通救命講習受講者数(5年間) 基準：1,779人 目標：2,000人	
	指標：住宅用火災警報器設置普及率 基準：93.6% 目標：100%	
	指標：女性消防団員の加入促進 基準：10名 目標：22名	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市における常備消防は、1本部、1消防署、1分遣所に職員48名体制で組織し、ポンプ車、救助工作車、はしご車、化学車、高規格救急車等を配備しています。</p> <p>また消防団は、団本部、12分団、定数297名で組織され、各分団にポンプ車、小型ポンプ等を配備しています。</p> <p>今後は、高齢化社会における救急需要や多種多様な災害や事故に対応するため、職員の知識・技術の向上とともに消防施設等の整備や消防団員の確保による消防力の充実強化が必要となります。</p> <p>また、国による消防広域化の推進への対応も課題となっています。</p>	<p>火災等の災害から市民の生命・財産を守り、安心・安全を確保するため、防火・防災・減災思想の普及啓発に努めます。</p> <p>地下石油備蓄基地等の自衛消防体制の充実・育成を図るとともに、防災訓練の実施や消防施設等の整備、消防団員の確保により、総合的な消防力の充実強化を図ります。</p> <p>また、消防業務の高度化に対応し、消防広域化の検討に取り組みます。</p>	<p>(1)予防行政の充実</p> <p>①防火対象物の消防用設備等の維持管理の強化</p> <p>②防火管理体制の強化</p> <p>③住宅用火災警報器の普及促進</p> <p>(2)危険物行政の充実</p> <p>①鹿児島県石油コンビナート等防災訓練等の実施</p> <p>②危険物施設の定期点検及び立入検査の強化</p> <p>(3)救急業務の充実</p> <p>①救急救命士及び指導救命士の養成</p> <p>②普通救命講習会等の実施</p> <p>(4)消防施設等の整備</p> <p>①消防車両・資機材・消防水利の整備</p> <p>(5)消防職員・団員の教育訓練の充実</p>

		①基礎的及び専門的な教育 訓練・研修 (6)消防団員の確保 ①消防団に参加しやすい環 境づくり ②女性消防団員の加入促進 (7)消防広域化の検討
--	--	--

－2 防災

目 標 値	指標：防災教室受講者数	基準：476人	目標：550人
	指標：防災メールサービス登録者数	基準：0件	目標：500件
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市は、台風、高潮等による災害が発生しやすい状況にあります。また、串木野国家石油備蓄基地は石油コンビナート等特別防災区域として指定され、川内原子力発電所の隣接市でもあります。</p> <p>平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震などを踏まえ、きめ細かで効果の高い防災対策を総合的に推進するための体制づくりと災害に強いまちをつくる基盤整備が極めて重要な課題となっています。</p> <p>「自らの生命・財産は自ら守る」という防災の原点に立ち、自主防災組織と地域防災体制の確立が必要です。</p> <p>基盤整備においては、河川改修、急傾斜地対策、海岸保全事業などを行ってきているものの、まだ災害発生の恐れがある危険箇所や河川等もあり、これらの安全対策・</p>	<p>災害に強いまちづくりを進めるため、「いちき串木野市地域防災計画」に基づく防災対策の充実に努めます。</p> <p>(1)防災意識の啓発 防災ハザードマップ等の活用や、市総合防災訓練の定期的な実施により、防災意識の高揚に努めます。</p> <p>(2)防災体制の整備 市民の防災意識の高揚と知識の普及を図るため、自主防災組織の育成に努め、災害時要配慮者の支援や災害の未然防止など地域ぐるみの防災活動を促進します。</p> <p>(3)防災基盤の整備 がけ崩れ、土石流等の災害危険箇所の的確な把握に努め、危険箇所の解消に努めます。</p> <p>海岸線の高潮対策については、防災対策工事の促進を図ります。</p> <p>また、防災拠点施設の整備</p>	<p>(1)防災意識の啓発 ①防災ハザードマップ等の活用 ②市総合防災訓練の実施</p> <p>(2)防災体制の整備 ①自主防災組織の育成 ②災害時要配慮者支援制度の充実</p> <p>(3)防災基盤の整備 ①急傾斜地の保全 ②土石流危険箇所の保全 ③治山事業の推進 ④河川改修事業の促進 ⑤防災ダムの機能充実 ⑥災害に強い海岸線の保全 ⑦防災拠点施設の整備</p>	

<p>整備充実をさらに進めるとともに、効果的な災害情報伝達に努める必要があります。</p>	<p>を進めます。</p> <p>(4)危険住宅の対策 低地帯の浸水防止対策やがけ地付近の危険住宅の移転を促進します。 空き家で危険廃屋と認定された住宅については、解体撤去を促進します。</p> <p>(5)情報通信体制の整備 様々な情報伝達技術を利用し、市民への迅速な情報伝達及び初動体制等応急体制の確立を図ります。</p> <p>(6)原子力防災対策の充実 川内原子力発電所の運転状況、環境放射線調査結果、温排水影響調査結果に関する情報を広く市民に提供するとともに、異常事象が生じた場合には、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の多様な情報媒体を活用して正確で迅速な情報提供を行います。 また、防災訓練等を通じて課題を抽出し、原子力防災計画を見直していくとともに、放射線防護避難施設の整備など、国・県・市一体となった原子力防災対策を講じます。</p> <p>(7)国民保護計画の推進 国民保護計画が対象とする事態に対し、平素からの備えに努めます。</p>	<p>(4)危険住宅の対策 ①常時浸水危険住宅の移転等事業の促進 ②がけ地近接等危険住宅の移転促進 ③危険廃屋解体撤去の促進</p> <p>(5)情報通信体制の整備 ①防災行政無線の整備充実 ②防災メール等の活用</p> <p>(6)原子力防災対策の充実 ①情報収集・連絡体制の強化 ②原子力防災計画の見直し ③避難計画と避難所等の充実 ④国・県と一体となった原子力防災訓練の実施</p> <p>(7)国民保護計画の推進 ①物資及び資材の備蓄、整備 ②国民保護に関する広報・啓発</p>
---	--	---

8) 交通安全の充実

目 標 値	指標：交通安全教室参加者数	基準：2,520 人	目標：2,800 人
	指標：交通事故発生件数	基準：98 件	目標：90 件
	指標：高齢者事故率	基準：42.9%	目標：40%
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市での交通事故発生件数は減少傾向ではありますが、高齢者の事故が増えています。</p> <p>交通安全市民運動推進協議会を中心に、市民総ぐるみの交通安全運動を推進しながら、交通安全意識の高揚に努め、道路環境の整備、歩道の設置、スクールゾーン(※)やゾーン 30(※)の設定その他交通安全施設の充実に努めています。</p> <p>今後も、交通安全意識の高揚に努めるとともに、安全で快適な生活環境を守るため、交通安全施設の整備や効果的な交通規制等を実施し、高齢者をはじめ運転者・歩行者等それぞれの円滑な通行が保障される総合安全対策を推進する必要があります。</p>	<p>(1)交通安全施設の整備 公安委員会、警察署、国、県等関係機関と協力しながら交通安全施設の整備に努めます。</p> <p>(2)交通安全市民運動の推進と交通規制の強化 市民と行政機関とが一体となった交通安全市民運動推進協議会や交通安全協会等を推進母体とし交通安全母の会等の協力を得て、交通安全指導の充実、広報活動による交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めます。</p> <p>また、交通規制については、道路環境にあった規制の実施を基本に、市街地における車両のスピード制限、駐車禁止などの交通規制の強化に努めます。</p> <p>(3)高齢者・障がい者等への対応 高齢者・障がい者等に配慮した交通安全施設の整備を行うほか、参加体験型を含めた交通安全教育を行います。</p>	<p>(1)交通安全施設の整備 ①通学路の安全対策 ②歩道の設置改良(バリアフリー化(※)を含む) ③視距改良(見通しを良くする) ④照明灯の設置 ⑤踏切道の改良 ⑥信号機・交通標識の整備 (2)交通安全市民運動の推進と交通規制の強化 ①関係団体と一体となった交通安全の啓発 ②幼児・児童・生徒に対する交通安全教育及び街頭指導の実施 ③交通安全教室の開催 ④交通規制の強化 (3)高齢者・障がい者等への対応 ①ユニバーサルデザイン(※)の推進 ②参加体験型交通安全教育の実施</p>	

※スクールゾーン…学校、幼稚園を中心に、その登下校時に通学・通園道路の交通制限を行うゾーン。

※ゾーン 30…自動車事故抑止のため、市街地の住宅街など生活道路が密集する区域を指定し、その区域での車の最高速度を時速 30 キロに制限する交通規制。

※バリアフリー化…社会のなかに存在する障害(バリア)を取り除くこと。例えば、歩道の段差解消など。

※ユニバーサルデザイン…障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

9) 防犯対策の強化

目 標 値	指標：防犯関係啓発教室・訓練等実施回数 基準：28回 目標：35回	
	指標：防犯灯設置数 基準：2,299基 目標：2,350基	
	指標：犯罪発生件数 基準：101件 目標：90件	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>市民が安全で安心して暮らすには、市民相互の連帯感を高め、地域ぐるみで防犯活動を推進するとともに市民一人ひとりが防犯意識を高めていくことが必要です。</p> <p>本市では、「安全・安心まちづくり条例」を制定し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に努めています。</p> <p>これまで各地区の防犯団体等を支援するとともに、その育成強化を図り、防犯思想の普及・啓発を進めてきています。</p> <p>また、明るく安全な地域づくりを目指して、自治公民館等に対し、防犯灯設置費の補助を実施しています。</p>	<p>防犯に対する意識の高揚を図るため、関係機関と連携協力して広報活動の充実や各地区の防犯団体等の育成強化に努めます。また、防犯灯等の整備充実を促進します。</p>	<p>(1)防犯思想の普及・啓発 (2)防犯団体の育成、関係機関との協力 (3)防犯灯設置の支援</p>

10) 消費生活の充実

目 標 値	指標：啓発活動（出前講座等）回数 基準：7回 目標：10回	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>近年の経済社会の高度化・複雑化を背景に消費者を取り巻く環境も急速に変化してきています。</p> <p>情報化社会の進展等により、消費者の選択肢は格段に広がる反面、事業者と消費者との間のトラブルは増加の</p>	<p>消費者の「生命」「安全」「権利」「財産」を守るための取組を国、県、国民生活センターなどと連携して推進し、消費者被害の防止に努めます。</p> <p>消費者からの各種相談に対応できる体制を充実する</p>	<p>(1)消費生活センター機能強化 (2)消費者への啓発活動の推進 (3)専門家・警察等との連携強化 (4)相談員等の人材育成 (5)環境に配慮した消費生活</p>

<p>一途をたどっています。</p> <p>携帯電話やインターネットによる有料サイトの使用料の架空請求、消費者金融・クレジットなどの融資サービス、健康食品や住宅リフォーム等にかかるトラブル相談が多い状況です。</p> <p>このように、複雑化、悪質・巧妙化する消費者トラブルに対応するには、事業者と対等な立場で交渉することが困難な消費者の利益を擁護するため、相談体制のさらなる充実・強化を図る必要があります。</p> <p>あわせて、消費者が自主的かつ合理的な判断を行い、消費者被害等を未然に防止するための消費者教育・啓発の充実を図る必要があります。</p> <p>また、循環型社会形成のため、環境に配慮した消費生活行動を推進する必要があります。</p>	<p>とともに、消費者トラブルの未然防止のため、県消費生活センター等各種機関と連携を取り合いながら、消費者情報の的確な提供に努めます。</p> <p>さらに、循環型社会の形成を目指し、環境に配慮した消費生活行動を支援していきます。</p>	<p>の推進</p>
---	---	------------

11) エネルギー対策の推進

目 標 値	指標：いちき串木野電力一般家庭契約者数	基準：0件 目標：4000件
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>エネルギー資源に乏しい我が国は、化石燃料の多くを海外に頼っており、国策として本市には容量 175 万 k l の石油地下備蓄基地が設置されています。</p> <p>また近年、新興国のエネルギー需要拡大等による資源</p>	<p>エネルギーの地産地消化による産業の活性化や災害に強く、環境負荷の少ない持続可能なまちを目指す、「環境維新のまちづくり」を進めます。</p> <p>(1)新エネルギーの導入 太陽光・風力・バイオマス</p>	<p>(1)新エネルギーの導入 ①住宅用太陽光発電の促進</p>

<p>価格の不安定化や世界の温室効果ガス排出量の増大などの課題があります。</p> <p>電力供給においては、福島第一原子力発電所事故後、化石燃料への依存の増大や供給不安などの課題が顕在化したことから、国のエネルギー政策の見直しが行われており、再生可能エネルギーの導入等、多様なエネルギー源の確保や電力システム改革とともに、省エネルギー社会の実現と効率的な消費活動の実現が求められています。</p> <p>本市では、市や地元企業等が出資した「合同会社さつま自然エネルギー」におけるメガソーラー事業や、民間事業者による風力発電事業などの新エネルギーの導入が進んでおり、これらを地域の活性化につなげていくことが重要となっています。</p> <p>また、平成 28 年に市が 51%出資した(株)いちき串木野電力がスタートしました。</p>	<p>などの新エネルギーの導入を促進し、工業団地や農林水産業への活用を図ります。</p> <p>(2)地域電力会社の運営 電力システム改革を機に(株)いちき串木野電力に出資し、公共施設・事業所・一般家庭へ低廉な電力を供給するとともに、収益の一部を活用した生活支援等の地域サービス提供を進めます。</p> <p>(3)省エネルギー及び蓄エネルギーの推進 エネルギーマネジメントシステム(※)の導入を促進し、地域全体のスマートシティ(※)化を検討します。また、家庭向け蓄電池の普及などにより利便性向上と災害時対応の充実を図ります。</p> <p>(4)広報・普及啓発活動 国のエネルギー政策の適切な広報活動及び環境・エネルギーに係る普及啓発活動を行います。</p>	<p>②バイオマス発電・洋上風力・小水力などの新エネルギー導入検討</p> <p>(2)地域電力会社の運営 ①電力の安定供給 ②生活支援サービス基盤の構築 ③市民サービスの提供</p> <p>(3)省エネルギー及び蓄エネルギーの推進 ①家庭・事業所・工場への省エネ設備導入促進 ②公共施設への太陽光発電と蓄電池設備の導入促進 ③家庭向け蓄電池の普及などによる災害時対応</p> <p>(4)広報・普及啓発活動 ①環境・エネルギーに係る広報・普及啓発活動の充実 ②「環境維新のまちづくり」に向けた住民参加の促進</p>
---	--	--

※エネルギーマネジメントシステム…情報通信技術を活用して、家庭やオフィスビル、工場などのエネルギーの使用状況をリアルタイムに把握・管理し、最適化するシステム。

※スマートシティ…電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用を、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせた次世代エネルギー・社会システムの概念。

第2節 保健・医療・福祉

1) 健康づくりの推進

目 標 値	指標：自分自身が現在健康だと思う人の割合 基準：男 73.3%、女 78.3% 目標：80%	
	指標：がん検診受診率 基準：(肺) 14.3% 目標：県基準 40%	
	指標：乳児期の予防接種率 基準：74% 目標：80%	
	指標：乳幼児健診受診率 基準：95.3% 目標：100%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>(1)母子保健事業の充実</p> <p>本市においても少子化傾向に歯止めがかからず、衛生統計では、平成 17 年に 234 人であった出生数が、平成 27 年には 176 人となっています。</p> <p>こうした中、安心して子どもを生み、健やかな成長を支援していくため、母子保健の充実は、必要不可欠なものとなっており、本市では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠・出産・育児及び乳幼児保健に対する一貫した保健サービスの提供を実施しています。</p> <p>また、少子化や家族形態の多様化等を背景として、子育てに関する不安を抱える親が増加する傾向にあることから、関係機関・団体等と連携して相談しやすい環境づくりに努めるとともに、情報共有を図り効果的に支援する必要があります。</p>	<p>(1)母子保健事業の充実</p> <p>全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つまちを目指して、妊娠、出産、育児及び乳幼児保健にいたる一貫した保健サービスを実施するとともに、関係機関・団体等と連携し、子育て支援を推進します。</p>	<p>(1)母子保健事業の充実</p> <p>①安心して妊娠、出産ができるための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査 ・特定不妊治療費の助成 ・未熟児養育医療費の助成 <p>②子どもが健やかに育つための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診 ・歯科検診 ・親子・離乳食教室等 ・乳幼児健康相談 ・巡回支援（保育園・幼稚園） ・乳幼児家庭訪問 等 <p>③地域ぐるみの母と子の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健推進員活動の推進 ・食生活改善推進員活動の推進 <p>④思春期の健康対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健会との連携
<p>(2)感染症対策</p> <p>近年、社会の変化や環境の変化により、感染力の強い新興感染症、再興感染症が発生する可能性が高まり大きな</p>	<p>(2)感染症対策</p> <p>感染症に関する情報の提供と正しい知識の普及に努めるとともに、新型インフルエンザなど新たな感染症対</p>	<p>(2)感染症対策</p> <p>①感染症予防に関する情報の提供</p> <p>②感染症危機管理体制の充実</p>

<p>健康被害と社会的影響を及ぼす可能性が高まっています。</p> <p>このため、本市においても、感染症に関する正しい知識の啓発普及と予防接種の受診率の向上に取り組み、感染症流行の未然防止に努めています。</p> <p>特に、感染症危機管理時の具体的な取組を示す「新型インフルエンザ対策行動計画」は、国・県と連携しながら見直しを図っていく必要があります。</p> <p>(3)健康増進事業の充実</p> <p>本市の死亡原因疾患は、悪性新生物や心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が上位を占め、平成21年～25年のSMR（標準化死亡比）においても、生活習慣病が起因と思われる腎不全の死亡率が極めて高く脳血管疾患や心疾患・肺がんも全国と比較して高い傾向にあります。</p> <p>また、本市国民健康保険の医療費分析によると、高額となる原因として、糖尿病からの合併症である心疾患・脳血管疾患が多い状況です。</p> <p>このため、糖尿病・COPD（慢性閉塞性肺疾患）・CKD（慢性腎臓病）などに重点をおいた生活習慣病の発症予防と重症化予防対策に取り組む必要があります。</p> <p>(4)健康なまちづくりの推進</p> <p>本市の高齢化率は、33.9%</p>	<p>策も含め国・県と連携を密にし、感染症危機管理体制の充実に努めます。</p> <p>また、各種予防接種や結核検診を実施するとともに、特に、接種時期や回数が複雑化している子どもの予防接種サポート体制を充実することで受診率向上に努めます。</p> <p>(3)健康増進事業の充実</p> <p>受診しやすい環境に配慮した各種健診等を実施することで受診率向上に努め、疾病の早期発見・早期治療を図ります。</p> <p>また、生活習慣に関する正しい知識の普及を図り、重症化予防に重点をおいた健康づくりを促進し、健康寿命の延伸を目指します。</p> <p>(4)健康なまちづくりの推進</p> <p>市民の健康増進を推進す</p>	<p>③各種予防接種の実施 ④結核検診の実施 ⑤子育て支援モバイルの導入</p> <p>(3)健康増進事業の充実</p> <p>①健康手帳の交付 ②健康教育・健康相談の充実 ③その他各種健康診査の実施及び受診しやすい環境づくり ④訪問指導の充実 ⑤個別保健指導の充実</p> <p>(4)健康なまちづくりの推進</p> <p>①「健康増進計画」「食育推</p>
---	--	--

<p>(平成 28 年 4 月 1 日現在)</p> <p>を超え、高齢化に伴う生活習慣病及びこれらに起因する認知症・寝たきり等の要介護高齢者の増加により、医療費が高い状況にあり、今後もその傾向が続くと見込まれます。</p> <p>このような中、市民の一人ひとりが健康に関心を持ち、乳幼児から高齢者まで、年代に応じた望ましい生活習慣を定着させるとともに、地域における健康づくりを推進することが求められています。</p> <p>また、ストレスの多い現代社会では、だれもが心の健康を損なう可能性があり、心の健康づくりを推進していく必要があります。</p>	<p>るためには、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、それぞれの年代に応じた望ましい生活習慣を定着させていくことが基本ですが、地域の関係機関・団体等が連携して社会全体で健康づくりを推進していくことも重要であることから、本市の「健康増進計画」「食育推進計画」「子ども・子育て推進計画」を推進するとともに、地域における健康づくりの取組を支援します。</p>	<p>進計画」「子ども・子育て推進計画」の推進</p> <p>②食生活改善推進事業の実施</p> <p>③運動普及推進事業の実施</p> <p>④健康地域づくり推進員等の研修並びに育成</p> <p>⑤健康なまちづくり推進協議会並びに食育推進委員会の開催</p> <p>⑥地域における健康づくりの取組への支援</p> <p>⑦こころの健康づくりの推進（うつ・自殺対策）</p>
---	---	--

2) 地域医療体制の充実

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>市医師会などの協力を得て、安定的な医療供給及び休日夜間等の一次救急医療体制を確保しており、二次救急医療についても、他市を含め広域的な疾病・事業別の医療連携体制を確保しています。</p> <p>今後は、更なる主治医制度の推進を図るとともに、適正な救急医療受診の啓発にも努める必要があります。</p>	<p>いつでも迅速で質の高い医療サービスを受けることができるように、関係機関と連携して救急医療体制の確保・維持に努めます。</p>	<p>(1)一次救急医療体制の確保</p> <p>①日曜祝日夜間在宅当番医制事業の実施</p> <p>(2)二次救急医療体制の確保</p> <p>①病院群輪番制病院運営事業の実施</p> <p>②共同利用型病院運営事業の実施</p> <p>③ドクターヘリの適切な活用</p> <p>(3)適正な救急医療利用のための周知</p> <p>①広報紙による啓発</p> <p>(4)主治医制度の普及啓発</p>

3) 子育て支援体制の充実

目 標 値	指標：ファミリーサポートセンター登録者数 基準：23人 目標：30人	
	指標：保育園待機児童数 基準：0人 目標：0人	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市の合計特殊出生率は、平成15～19年の1.40から平成20～24年には1.55と上昇していますが、人口を維持していくのに必要な人口置換水準(※)2.07を下回り、依然として人口減少が続いています。</p> <p>少子化が進む中、本市では独自に未来の宝子育て支援制度を創設したほか、定住促進住宅等を整備し子育て世帯の定住化を促進するとともに、子ども医療費を中学校卒業時まで無料化するなど、医療費や育児に係る負担軽減を図り、少子化対策に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、共働き世帯の増加や家族形態の変化に伴い、様々なニーズが生まれるとともに、乳児や児童への虐待などが顕在化しており、関係機関の連携による対応が求められています。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援の充実を図ります。</p> <p>また、児童虐待防止に関する正しい知識と理解の啓発並びに関係機関の連携による情報の共有化などにより、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。</p>	<p>(1)子ども・子育て支援事業計画の推進</p> <p>①延長保育事業 ②放課後児童健全育成事業 ③子育て短期支援事業 ④地域子育て支援拠点事業 ⑤一時預かり事業 ⑥病児・病後児保育事業 ⑦ファミリーサポートセンター事業</p> <p>(2)各種助成制度の実施</p> <p>①未来の宝子育て支援金制度 ②子ども医療費助成事業 ③児童手当等 ④児童扶養手当 ⑤乳児紙おむつ購入費助成</p> <p>(3)児童虐待防止、相談体制の強化</p> <p>①家庭児童・母子相談員、関係機関の連携の強化と情報の共有化</p> <p>(4)児童福祉施設の充実</p> <p>①保育所等の施設整備</p>

※人口置換水準…人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

4) 高齢者福祉の充実

目 標 値	指標：現在の住居にずっと住みたいと思う一般高齢者の割合		
	基準：84.9%	目標：88%	
	指標：高齢者クラブ数	基準：54クラブ	目標：57クラブ
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>平成28年4月1日現在、本市の65歳以上の高齢者人口は9,855人で、高齢化率は33.9%です。団塊の世代が全員75歳以上となる平成37年には、高齢化率は37.7%になると推計されます。</p> <p>多くの高齢者が、住みなれた環境での継続した生活を望んでおり、高齢者をはじめ市民の誰もが地域社会の担い手としてお互いに支え合い、安心して生活できるよう地域での体制づくりが必要です。</p> <p>在宅高齢者福祉サービスの充実を図り、介護を受けたり介護をしたりする人の環境整備の支援や情報提供など、多職種協働の体制整備に取り組む必要があります。</p> <p>また、高齢者の積極的な社会参加や生きがいづくりを支援し、健康づくりや介護予防の推進につなげていくことも重要です。</p>	<p>高齢者福祉計画に基づき、健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」を進めるため、「住み慣れた地域で高齢者を互いに支えるまちづくり」「健やかで生きがい満ちたシニアライフの充実」「暮らしを支える生活支援と住まいの充実」に向けて取り組みます。</p> <p>相談や見守り体制、介護者への支援の充実を図り、権利擁護や虐待防止対策の推進に繋がります。</p> <p>保健・医療・福祉・行政・関係機関・地域等との連携や情報共有を進め、福祉人材の確保育成に努めます。</p> <p>また、高齢者の健康づくりや多様な社会活動を推進し、地域社会を構成する重要な一員として、健やかで生きがいのある生活を送れるような環境づくりを進めます。</p>	<p>(1)高齢者福祉計画の推進</p> <p>(2)福祉・生活支援サービスの充実</p> <p>①生活支援事業・介護予防の推進（ころばん体操など）</p> <p>②在宅高齢者福祉サービスの充実・継続推進</p> <p>(3)高齢者の生きがいと社会参加の促進</p> <p>①高齢者クラブ等の運営・活動支援</p> <p>②元気度アップポイント事業</p> <p>③シルバー人材センターの活用</p> <p>(4)高齢者にやさしいまちづくりの推進</p> <p>①公共施設等のバリアフリー化の推進</p> <p>(5)保健・医療・福祉情報ネットワークの充実</p> <p>①行政、医療・福祉機関等が一体となった取組の実施</p> <p>②在宅福祉アドバイザーの活動強化</p> <p>③生活支援コーディネーターの活用</p> <p>(6)高齢者虐待防止対策の充実</p>	

5) 社会保障の充実

目 標 値	指標：特定健診受診率	基準：60%	目標：70%
	指標：長寿健診受診率	基準：28.5%	目標：30%
	指標：ころぼん体操実施公民館数	基準：55 公民館	目標：100 公民館
	指標：要介護認定率	基準：20.3%	目標：県平均以下
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>(1)国民健康保険事業</p> <p>平成 27 年度末における本市の国民健康保険は、市民の 24.6%が加入し、被保険者数は、7,157 人です。</p> <p>そのうち 65 歳以上が 48.7%と高齢化が進んでいることから、医療費水準が高くなりがちで、若年層に比べ所得水準が低くなりがちな構造となっています。</p> <p>世帯数では、4,508 世帯が加入し、市全体の 33.6%となっています。</p> <p>また、一人当たりの医療費は、平成 27 年度において 498,210 円で、県平均 415,772 円より 82,438 円高く、平成 18 年度から県内 1 位又は 2 位という高水準にあり、その要因の一つとして、生活習慣病が重症化する人が多いことが指摘されています。</p> <p>医療保険制度改革により、平成 30 年度から県が国保財政運営の主体となりますが、保健事業等を通じて市民の健康寿命の延伸を図るとともに、適切な受診を促すことにより医療費の抑制に取り組み健全な国保財政を保つ必要があります。</p>	<p>(1)国民健康保険事業</p> <p>本市は、高医療費市町村から脱却するため「いちき串木野市健康増進計画」に基づく市民主体の健康づくりを支援するとともに、保健事業の推進及び特定健康診査・特定保健指導の受診率向上や生活習慣病の重症化予防対策の強化、ジェネリック医薬品の利用促進により、医療費の適正化に努め、国保財政の健全化を図ります。</p> <p>さらに、収納対策として、国民健康保険制度における負担と給付の関係について広報啓発を行い、収納率向上特別対策事業を活用し収納率の向上を図ります。</p>	<p>(1)国民健康保険事業</p> <p>①医療費の実態、適正受診、健康づくり等についての広報啓発</p> <p>②国保ヘルスアップ事業等の保健事業の実施</p> <p>③ジェネリック医薬品の利用促進</p> <p>④収納率向上特別対策事業の実施</p> <p>⑤特定健康診査・特定保健指導の実施</p>	

<p>特に特定健康診査等基本指針に基づく受診率は、平成27年度に60.0%となりましたが、今後さらなる向上を目指す必要があります。</p> <p>(2)後期高齢者医療制度 平成27年度末の後期高齢者医療被保険者は、5,329人となっており、運営は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が行っています。</p> <p>制度の安定的な運営のため引き続き、広域連合と連携を図る必要があります。</p> <p>(3)介護保険制度 平成28年3月末における要介護（支援）者数は1,978人です。</p> <p>65歳以上の人口に占める認定率は19.5%（県平均20.2%）となっており、全国平均の17.9%を上回っています。</p> <p>今後、要介護（支援）者数は、増加が見込まれますが、供給基盤の整備については、様々な観点から検討する必要があります。</p> <p>また、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム(※)の構築に向けて、本市に合った体制整備と運営が求められています。</p> <p>さらに、持続可能な制度運用を図るため市民の自主的な介護予防への取組を支援し、適正な給付に努め、介護給付費の抑制に努める必要</p>	<p>(2)後期高齢者医療制度 長寿健診や人間ドック助成等の保健事業を実施するとともに、広域連合と連携を図り保健師等による重複頻回受診指導や医療費通知などを行うことにより医療費の適正化に努めます。</p> <p>(3)介護保険制度 介護保険事業計画に基づき、適正な事業運営を推進します。</p> <p>介護サービスの利用の増加等に伴う介護給付費の増大を抑制するため、主体となる地域包括支援センターの機能強化を図り、介護予防事業や要支援者等に対し重度化しないよう効果的な事業の推進を図ります。</p> <p>また、介護施設サービスの入所待機者や認知症、軽度認知障害の増加が見込まれる現状も踏まえ、在宅サービスへの移行の円滑化や在宅サービスの質の向上等を図るとともに、地域や医療をはじめとした関係機関と連携し出来る限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすため在宅生活を見守り・支援する体制の構築、推進を図ります。</p> <p>施設整備については、施設</p>	<p>(2)後期高齢者医療制度 ①医療費適正化の推進 ②人間ドックや長寿健診などの保健事業の実施</p> <p>(3)介護保険制度 ①給付費の実態、適正利用、介護予防や制度についての広報啓発 ②給付適正化の推進 ③ころばん体操等を活用した一般介護予防の推進 ④介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ⑤包括的支援事業の推進 ・在宅医療・介護連携 ・認知症施策 ・地域ケア会議 ・生活支援体制整備 ⑥総合相談、権利擁護事業の推進</p>
--	--	--

<p>があります。</p> <p>(4)国民年金 国民年金制度は、昭和 34 年の発足以来 57 年が経過しています。</p> <p>近年、急速な少子高齢化が進む中、年金制度への不安感を原因として保険料の未納者が増加傾向にあります。</p> <p>そのため、市民の制度に対する正しい理解を一層深め、長期的な視野での年金制度について周知を図る必要があります。</p>	<p>待機者数等をはじめとする様々な観点から検討します。</p> <p>(4)国民年金 市民の高齢・障害・死亡時の生活保障の柱となる年金制度に対する理解を高め、年金保険料納入困難者への免除申請の促進並びに年金制度の周知・啓発を図ります。</p>	<p>(4)国民年金 ①年金制度の周知及び啓発活動の推進 ②年金窓口業務の円滑化</p>
--	--	--

※地域包括ケアシステム…地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。

6) 障がい者（児）福祉の充実

目 標 値	指標：障害福祉サービスの満足度 基準：74.7% 目標：80%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市の平成 28 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者は 1,804 人、療育手帳所持者は 324 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 253 人です。</p> <p>すべての市民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現を図っていくためには、誰もが安心して生活できる地域づくりや障害福祉サービスのさらなる充実、雇用の場を拡大することなどが課題となっています。</p> <p>また、障害の重度化・重複化や多様化の状況を踏まえ、</p>	<p>障害者計画・障害福祉計画に基づき、障がい者の社会参画に向けた施策等のより一層の推進を図るとともに、障がい者等基幹相談支援センター(※)を中心とした相談窓口の充実や就労支援の取組等を強化します。</p> <p>障がい児については、関係機関と連携した障害の早期発見や療育支援のほか、障がい児やその家族等への一貫した支援体制の強化に努めます。</p> <p>また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした</p>	<p>(1)障害者計画・障害福祉計画の推進 (2)多様なニーズに対応する生活支援体制の整備 ①障害福祉サービスの充実 ②児童福祉法によるサービスの充実 (3)社会参加の促進 ①障がい者スポーツ大会等の実施 (4)相談支援の充実 (5)啓発・広報活動の推進 ①障害及び障がい者に対する正しい理解を促進するための啓発活動 (6)障がい者の適性に即した</p>

<p>必要な療育や教育等が一貫して計画的に行われ、生涯を通じて切れ目のない充実した支援が求められています。</p> <p>なお、療育施設については、民間において3施設が設置されるなど充実してきています。</p>	<p>「不当な差別的取扱いの禁止」と、社会的障壁（バリア）を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」に積極的に努めます。</p>	<p>雇用機会の確保及び就労環境の整備促進</p> <p>(7)障がい児の早期療育等の支援体制や家族支援の充実</p> <p>(8)公共施設等のバリアフリー化の推進</p>
---	--	--

※障がい者等基幹相談支援センター…地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者やその保護者等の相談支援を総合的に行う。

7) 母子父子福祉の充実

目 標 値	指標：新規就労支援者数（5年間） 基準：12人 目標：15人	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市のひとり親家庭等の数は、平成28年7月現在、母子家庭376世帯、父子家庭54世帯、寡婦世帯719世帯となっています。</p> <p>ひとり親家庭等の生活自立のため各種支援施策を実施しており、さらに施策の充実を図る必要があります。</p>	<p>ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て支援・生活支援・就学就労支援・経済的支援などの各制度を活用し、総合的な対策を充実します。</p>	<p>(1)ひとり親家庭等の自立支援対策の実施</p> <p>(2)母子家庭等就労支援対策の充実</p> <p>(3)家庭児童・母子相談員の活用</p> <p>(4)ひとり親家庭等への医療費助成</p>

8) 地域福祉の推進

目 標 値	指標：ボランティア（団体）の登録数 基準：26団体 目標：40団体	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、市民、地域の各種団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員による地域福祉活動を充実するとともに、ボランティア活動の支援、福祉団体の活動支援等を通じて、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進める必要があります。</p>	<p>地域福祉の推進については、民生委員・児童委員の活動の充実に努め、社会福祉協議会活動を支援するとともに、ボランティアの育成、NPOの活用などを図ります。</p> <p>また、災害時要配慮者の把握に努め、関係機関と情報を共有し日頃からの地域における関係づくりなどを促進します。</p>	<p>①社会福祉協議会活動支援</p> <p>②民生委員・児童委員の資質向上のための研修充実</p> <p>③ボランティア団体等の育成及び活動支援</p> <p>④各種福祉団体の活動支援</p> <p>⑤災害時要配慮者支援制度の充実</p>

<p>支え合いマップについては、平成 27 年度末で 34 公民館が作成しています。</p> <p>災害時要配慮者の支援については、毎年、民生委員・児童委員や公民館等の協力のもと災害時要援護者支援台帳を整備しており、関係機関で情報を共有し、災害時に活用しています。</p>		
--	--	--

9)生活困窮者の自立支援等の充実

目 標 値	指標：就労による保護廃止世帯数（5 年間） 基準：24 世帯 目標：25 世帯	
	指標：生活困窮者自立支援による新規プラン作成件数 基準：10 件 目標：2 件	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>平成 28 年 4 月 1 日現在、生活保護の被保護世帯は 221 世帯、被保護者は 335 人で、保護率は千人あたり 11.47 人と増加傾向にあり、生活保護受給者の保護受給期間が長期化する傾向にあります。</p> <p>そのため、関係機関との連携により支援体制を充実し、自立促進を図る必要があります。</p> <p>また、生活保護に至らない生活困窮者の生活苦相談が増加しており、生活困窮者自立支援制度による支援体制の充実を図る必要があります。</p>	<p>生活困窮者の実態を的確に把握し、関係機関が連携して支援体制を充実することにより、自立促進を図ります。</p> <p>また、生活保護受給者については、制度の適正な実施に努め、最後のセーフティーネットとしての機能を果たすことにより、最低限度の生活保障と自立助長を図ります。</p>	<p>(1)生活困窮者の自立支援の充実</p> <p>①相談体制の充実</p> <p>②関係機関との連携による支援体制の充実</p> <p>(2)生活保護制度の適正実施</p> <p>①自立支援プログラムの推進</p> <p>②就労支援の強化</p> <p>③世帯の実態把握、他法他施策の活用及び関係機関との連携強化</p>

第3節 教育文化

1) 生涯学習の充実

目 標 値 指標：生涯学習（公民館講座など）の満足度 基準：26.3% 目標：30%		
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>生涯学習は、「いつでも、どこでも、誰でも」学びたいときに学び、子どもから大人まで、自らの充実や生活の向上のために、自らに適した方法を選んで生涯にわたって行われる学習のことであります。</p> <p>本市においては、公民館など社会教育施設等を利用し、様々な生涯学習活動が実施され、多くの市民が学ぶ楽しさを実感しています。</p> <p>今後は、「食のまち」、「英語のまち」を推進するための学習や地域の課題を的確にとらえた学習の機会を提供するとともに、その学習した成果を生かせる場の提供が必要です。</p> <p>また、いちき串木野市子ども読書活動推進計画に基づき、多様な効果を持つ子どもの読書活動を一層推進していく必要があります。</p>	<p>(1)生涯学習の推進</p> <p>①生涯学習推進組織の充実 市内の関係機関との連携を図り、生涯学習の総合的推進体制の充実に努めます。</p> <p>②学習情報の提供 市のホームページや広報紙等による生涯学習情報の提供に努めます。</p> <p>(2)学習機会の拡充</p> <p>①各世代・年代に対応した学習機会の拡充 市民のニーズに合わせた生涯学習講座を開設し、学習意欲の向上に努めます。</p> <p>②生涯学習施設の活用促進 市が所管する施設の活用を促進し、学習機会の充実に努めます。</p> <p>③公民館講座等の充実 「食のまち」、「英語のまち」を推進するための学習機会の提供など公民館講座の充実に努めるとともに、自主講座を支援していきます。</p> <p>④生涯学習施設の機能の充実 中央公民館等の生涯学習施設の機能を充実し利用促進に努めます。</p> <p>(3)学習歴活用のための環境整備</p> <p>①人材バンクの活用 学んだことを生かせる場の提供に努めます。</p>	<p>(1)生涯学習の推進</p> <p>①生涯学習推進会議の充実 ②生涯学習大会の開催 ③生涯学習講座等の広報・啓発</p> <p>(2)学習機会の拡充</p> <p>①生涯学習出前講座の充実 ②生涯学習指導者の育成 ③各種講座の充実 （「食のまち」「英語のまち」を推進するための学習機会の提供など） ④生涯学習施設の充実と活用促進 ⑤図書館蔵書の充実 ⑥視聴覚ライブラリーの活用</p> <p>(3)学習歴活用のための環境整備</p> <p>①生涯学習人材バンクの整備と活用 ②生涯学習ボランティアの</p>

	<p>②生涯学習ボランティア活動の推進 ボランティア活用や情報の提供に努めます。</p> <p>(4)読書活動の推進 読書に親しむ環境の充実を図るとともに、子ども読書活動の広報・啓発に努めます。</p>	<p>情報提供</p> <p>(4)読書活動の推進 ①読書活動推進事業の推進 ②親子 20 分読書運動の推進 ③お話し会等の実施、子どもへの英語絵本読み聞かせの推進</p>
--	---	--

2) 学校教育の充実

目 標 値	指標：不登校在籍率 基準：小学校 0.42% 中学校 3.24%	目標：小学校 0.40%以下 中学校 2.89%以下
	指標：学校給食における地場産物の使用率 基準：16.6% 目標：20%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市には、現在市立小学校 9 校、市立中学校 5 校があり、児童生徒数は、2,142 人（平成 28 年 4 月現在）です。</p> <p>そのうち、複式学級のある小学校は 5 校、特別支援学級のある小学校は 4 校、中学校は 4 校となっています。</p> <p>また、市立幼稚園が 2 園、私立幼稚園は 1 園あり、県立養護学校が 1 校、県立高等学校が 2 校、私立小・中・高等学校が各 1 校あります。</p> <p>各市立学校(園)においては、市の重点施策を踏まえ、「ふるさとを愛し 夢と志をもち 心豊かでたくましい人づくり」を目指し、活力と特色のある学校づくりを推進してきています。</p> <p>今後の学校教育において</p>	<p>(1)確かな学力の定着と向上 ①実態調査と実態に基づく指導方法の改善 実態把握と具体策の設定等による指導方法の改善を図ります。</p> <p>②学校と家庭との連携 学校と家庭との連携を通じた家庭学習の充実を図ります。</p> <p>(2)心豊かでたくましい児童生徒の育成 道徳教育の充実、積極的な生徒指導の推進等を通して、心豊かでたくましい児童生徒の育成に努めます。</p> <p>(3)体力・運動能力の向上 教科体育の指導方法改善、児童生徒の運動の習慣化を図り、体力・運動能力の向上</p>	<p>(1)確かな学力の定着と向上 ①学力・学習意欲アップの取組の推進 ②校内研修の充実 ③英語のまちづくり事業の推進 ④複式学習指導の充実 ⑤家庭学習の充実</p> <p>(2)心豊かでたくましい児童生徒の育成 ①体験活動の推進 ②読書活動の充実 ③いじめ問題・問題行動等への迅速な対応 ④人権尊重精神の醸成</p> <p>(3)体力・運動能力の向上 ①教科体育の充実 ②運動の習慣化の推進</p>

<p>は、教育活動の成果を具体的に示すことができる学校の創造が重要であり、学力低下が実態調査等で指摘されている現在、児童生徒の学力向上に向けての取組を充実させる必要があります。特に、「英語のまち いちき串木野」を目指し、英語力、コミュニケーション能力の向上を図ることが求められています。</p> <p>また、不登校傾向の児童生徒は減少傾向ですが、本市の生徒指導上の課題であることから、いじめの根絶に向けて、これまで以上に学校・家庭・地域社会が連携を深めていく必要があります。</p> <p>心豊かでたくましい児童生徒の育成に向けて、知育・徳育・体育、食育の調和的な取組を推進する必要があります。</p> <p>また、児童生徒一人ひとりの教育的需要にこたえるための特別支援教育を推進しなければなりません。</p> <p>さらに、小中の一層の連携や地域と一体となった学校運営が求められています。</p> <p>これらの教育課題の解決に向けては、教職員の資質向上が大切であり、地域に信頼される指導力をもつ教職員の育成に努める必要があります。</p> <p>このほか、全国的に児童生徒が事件や事故に巻き込ま</p>	<p>を目指します。</p> <p>(4)学校保健、安全指導の改善・充実 児童生徒が安心・安全で健康な学校生活を過ごせるよう学校保健、安全指導の改善・充実を図ります。</p> <p>(5)特別支援教育の充実 児童生徒一人ひとりの教育的需要に応じた特別支援教育の推進を図ります。</p> <p>(6)幼・小・中・高間の連携の推進、地域と一体となった学校づくり 小中一貫教育の推進を柱とした幼・小・中・高間の連携の推進を図るとともに、家庭や地域と一体となった学校づくりに努めます。</p> <p>(7)学校経営の充実 児童生徒、保護者、地域に信頼され、教育課題解決に向けた指導力のある教職員の育成や学校組織の機能化を図るなど、学校経営の充実に努めます。</p> <p>(8)教職員の服務規律の厳正確保と健康管理 信頼される学校づくりのために服務規律の厳正確保に努めるとともに、教職員の心</p>	<p>(4) 学校保健、安全指導の改善・充実 ①安全教育・安全対策の充実 ②疾病予防や治療に関する指導の充実 ③心の健康教育の推進 ④喫煙防止教育や薬物乱用防止教育の推進 ⑤学校保健委員会等の活動の充実</p> <p>(5)特別支援教育の充実 ①個々の教育需要へ対応できる体制づくり（合理的配慮） ②教育支援委員会・就学相談会の充実 ③コーディネーターの育成</p> <p>(6)幼・小・中・高間の連携の推進 ①小中一貫教育の推進 ②学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の導入 ③家庭・地域と連携した土曜授業の実施</p> <p>(7)学校経営の充実 ①教職員の資質向上 ②学校評価の実施 ③教育活動に関わる広報の充実 ④幼児教育の充実</p> <p>(8)教職員の服務規律の厳正確保と健康管理 ①服務規律の厳正確保に係る計画的指導・随時指導 ②教職員の健康診断の充実</p>
---	---	---

<p>れる事例が後を絶たないため、安全で安心できる学校生活に向けた取組も大きな課題となっています。</p> <p>学校施設等の整備・充実については、平成27年度で校舎等の耐震補強は終了しましたが、今後は老朽化した施設の計画的な改修が必要です。</p> <p>学校給食は、成長期の児童生徒に必要な給食を提供し、食に関する正しい知識と食習慣及び自己管理能力を育てるとともに、地場産物の活用や食育の推進、あわせて関係機関・団体との連携による管理運営の強化・充実を図る必要があります。</p> <p>また、安全衛生管理の徹底とともに、老朽化した串木野学校給食センターの建替え等施設設備の整備を図る必要があります。</p> <p>高等学校教育については、高校再編が進む中で、地域密着型の高校が望まれており、本市ならではの教育を推進する魅力ある高校づくりについて、連携して取り組む必要があります。</p> <p>市立小・中学校の統廃合については、平成26年1月の学校規模適正化委員会からの提言や平成27年1月の国の学校設置基準の見直しを踏まえ、校区内の意向を十分に把握しながら慎重に進めることとしています。</p>	<p>身の健康の保持増進を図ります。</p> <p>(9)教育環境の整備・充実 児童生徒一人ひとりに応じた適切な教育環境の整備・充実に努めます。</p> <p>(10)学校給食の充実と食育の推進 ①豊かな給食の提供 ②食に関する指導の充実 ③管理運営体制の強化・充実 ④安全衛生管理の徹底 ⑤新学校給食センターへの統合・整備</p> <p>(11)本市の特色を生かした魅力ある高等学校教育のための連携強化 ①魅力ある学校づくりの要請及び支援 ②地域産業等との連携 ③奨学金制度の充実</p> <p>(12)学校の統廃合の検討</p>	<p>な受診</p> <p>(9)教育環境の整備・充実 ①就学援助・幼稚園就園奨励 ②遠距離通学の支援 ③情報教育関係設備等の充実 ④年次計画による改修等</p> <p>(10)学校給食の充実と食育の推進 ①献立の工夫や地場産物の活用 ②栄養教諭の積極的な活用や学校・家庭・地域と連携した食育の推進 ③学校給食センター運営委員会等関係機関・団体と連携した管理運営体制の強化・充実 ④食物アレルギーなど個別的な対応及び相談指導の充実 ⑤学校給食における安全及び衛生管理の徹底並びに納入業者等への衛生管理指導 ⑥新学校給食センターへの統合・整備</p> <p>(11)本市の特色を生かした魅力ある高等学校教育のための連携強化 ①魅力ある学校づくりの要請及び支援 ②第1次産業や地域産業との連携による新製品の開発要請 ③幼稚園や小中学校との連携強化 ④奨学金制度の充実</p> <p>(12)学校の統廃合の検討</p>
---	--	--

3) 社会教育の充実

目 標 値	指標：学校支援回数 基準：4,338回 目標：4,500回	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市は、地域住民等による学校の支援体制づくりや身近な地域で家庭教育を支援する各種学級の開催や相談体制づくりに努め、家庭や地域における教育力の向上に取り組んでいます。</p> <p>また、成人や高齢者等の学習要求に応えるため、各種団体と連携し、様々な研修会などを実施するとともに、指導者の育成に努めています。</p> <p>青少年を取り巻く環境は、核家族化・少子化・地域社会の連帯感の希薄化など複雑・多様化しています。本市においては、地域子ども会をはじめ各少年団体の育成会や、青少年健全育成のための任意団体が中心となって、青少年の健全育成に努めています。</p> <p>今後は、今日的な課題に地域ぐるみで取り組み、地域や家庭の教育力の向上を図るとともに、地域全体でふるさとを愛し、夢と志をもついちき串木野市の子どもたちを守り育てていく必要があります。</p>	<p>(1)学校支援の推進</p> <p>①学校支援コーディネーターの育成 地域住民等による学校支援活動を推進するコーディネーターの育成に努めます。</p> <p>②学校支援ボランティアの登録と活用 地域住民や企業のボランティア登録を推進し、学校の支援ニーズに応じた活用を図ります。</p> <p>(2)家庭教育の充実</p> <p>①相談体制の充実 子育てに対する悩みを気軽に相談できる体制を充実し、家庭教育支援に努めます。</p> <p>②学習機会の拡充 家庭教育講座や各機関における学習活動を推進し、家庭の教育力の向上に努めます。</p> <p>(3)成人教育の充実</p> <p>①学習機会の充実 多様な学習の機会を提供するとともに、内容の充実に努めます。</p> <p>②各種団体・指導者の育成 指導者の育成に努め、団体の組織力強化と、自主活動の促進に努めます。</p> <p>③人権教育の推進 人権週間や啓発強調月間</p>	<p>(1)学校支援の推進</p> <p>①学校支援コーディネーターの育成</p> <p>②学校支援ボランティアの登録と活用</p> <p>(2)家庭教育の充実</p> <p>①相談窓口や訪問活動の充実</p> <p>②家庭教育講座の実施</p> <p>③家庭教育学級など各種学級の開設</p> <p>(3)成人教育の充実</p> <p>①各種研修会の実施</p> <p>②社会教育関係団体の活動促進</p> <p>③有志指導者研修会など各種研修会の実施</p> <p>④人権教育・人権問題啓発のための研修会の実施</p> <p>⑤広報紙等を活用した啓発活動</p>

	<p>を通して啓発・広報を行い市民の人権意識の高揚に努めるとともに、家庭教育学級や社会教育関係団体の研修会などにおいて人権教育に関する啓発を行い、正しい理解の促進に努めます。</p> <p>(4)青少年教育の充実</p> <p>①各関係機関との連携 関係機関や団体との連携強化に努め、地域ぐるみで青少年を育てる活動を推進します。</p> <p>②地域活動・体験活動の促進 地域の特性を生かした自然体験活動や生活体験活動などを通じ、協調性や積極性はもとより、感動する心や他人を思いやる心の育成を図ります。</p> <p>③健全育成啓発活動の推進 市民の関心を高め、地域が一体となった青少年健全育成に努めます。</p> <p>④青少年育成環境浄化活動の促進 地域の青少年を健全に育成する環境浄化に努めます。</p>	<p>(4)青少年教育の充実</p> <p>①青少年育成市民会議の開催</p> <p>②青少年団体の育成</p> <p>③有志指導者の育成</p> <p>④各種研修会の実施</p> <p>⑤青少年健全育成活動や体験活動の推進</p> <p>⑥市民総ぐるみのあいさつ運動の展開</p> <p>⑦青少年補導センターの活動促進</p>
--	---	--

4) 地域文化の保存・継承

目 標 値	指標：文化・芸術活動の充実、文化施設等の整備の満足度 基準：25.5% 目標：30%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
本市は縄文時代後期の南九州を代表する遺跡である「市来貝塚」をはじめ、徐福伝説のある「冠岳史跡」、薩	(1)伝統文化の保存・継承 本市は様々な文化的資源を有しており、案内板等整備を行うことにより市民の郷	(1)伝統文化の保存・継承 ①歴史・文化施設の整備充実 ②伝統文化愛護の啓発 ③文化財の保存活用・民俗芸

<p>摩藩英国留学生が渡欧した地でもあり、固有の歴史を有しています。このような文化的資源を「地域の宝」として保存・継承するため、市民の意識の高揚を図る必要があります。</p> <p>また民俗芸能に関しても、国指定重要無形民俗文化財である「市来の七夕踊」、県指定無形民俗文化財の「ガウングウン祭」「太郎太郎祭」など数多くの伝統芸能が継承されていますが、近年後継者不足に悩まされ、保存伝承が困難になっています。</p> <p>文化事業に関しては、文化祭などを実施し、市民の文化意識の高揚に努めています。</p>	<p>土に対する理解と文化財愛護思想の普及を図ります。</p> <p>また、市内に残る貴重な文化財等については、保護及びその活用と継承に努めるとともに、民俗芸能については、地域での保存・伝承を支援します。</p> <p>(2)文化意識の高揚と啓発</p> <p>様々な機会において文化の情報発信に努め、文化意識の高揚と啓発に努めます。</p>	<p>能の保全・伝承活動への助成</p> <p>④地域文化の情報発信</p> <p>⑤出前講座等の活用</p> <p>⑥地域文化を活用した住民参加型体験活動の促進</p> <p>⑦各種研究会活動の招致</p> <p>⑧郷土に残る史料の収集及び整備</p> <p>(2)文化意識の高揚と啓発</p> <p>①文化事業の推進</p>
---	---	--

5) スポーツの充実

目 標 値	指標：社会体育施設利用者数 基準：263 千人 目標：290 千人	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市では、少子高齢化の進行に伴い、スポーツ人口の減少がみられます。一方では、健康志向の高まりや自由時間の増大などに伴い、スポーツ活動に対する市民の関心と需要の高まりもみられ、現在、体育協会が 27 団体、スポーツ少年団が 25 団体が活動しています。</p> <p>活動の目的も、健康の維持・増進、体力づくりから自己研鑽や仲間づくりと多様化しています。</p>	<p>(1)指導者の充実</p> <p>多様化・高度化するスポーツ活動に対応するため、指導者の発掘・育成並びに資質の向上に努めます。</p> <p>(2)体育施設の整備及び利用促進</p> <p>①総合運動公園等の充実</p> <p>②大会開催や合宿誘致の推進</p> <p>③小・中学校屋内外施設の整備</p> <p>④社会体育施設の適正な維持管理</p>	<p>(1)指導者の充実</p> <p>①指導者の育成と資質向上</p> <p>(2)体育施設の整備及び利用促進</p> <p>①総合運動公園等の充実</p> <p>②スポーツ大会開催・スポーツ合宿誘致の推進</p> <p>③小・中学校屋内外施設の整備補修</p> <p>④屋内外社会体育施設の整備補修</p>

<p>このため、年齢・性別を問わずスポーツに親しめる各種施設の整備とともに、マリンスポーツなど地域特性を生かしたスポーツの振興に努める必要があります。</p> <p>施設面においては、総合運動公園として、これまで多目的グラウンド、パークゴルフ場、庭球場及び総合体育館を整備したところであります。</p> <p>このような、恵まれたスポーツ環境や温泉、宿泊施設等の環境を活用して、スポーツイベントの開催及びスポーツ合宿の誘致に努める必要があります。</p> <p>さらに、平成 31 年の全国高等学校総合体育大会や平成 32 年の国民体育大会の開催に向けて、計画的に準備を進める必要があります。</p>	<p>(3)事業及び活動の拡充促進</p> <p>①スポーツ教室の開設</p> <p>各種スポーツ教室を開催し、市民が気軽に参加するスポーツ・レクリエーション活動を推進し、スポーツ人口の拡大を図ります。</p> <p>②市民総ぐるみスポーツ運動の推進</p> <p>スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康づくりのための各種イベントやウォーキング大会の開催などに努めるとともに、市民の相談等への迅速な対応に努めます。</p> <p>③学校体育施設開放事業の充実</p> <p>地域の社会体育の振興のため、学校体育施設の開放を促進します。</p> <p>④海洋性スポーツ・レクリエーションの推進</p> <p>本市の地理的条件を生かし、B&G 海洋センターを活用した海洋性スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。</p> <p>⑤関係団体等との連携</p> <p>体育協会やスポーツ推進委員協議会、地域や職場のスポーツ団体等の各種団体と連携を図り、講習会や競技会の開催を通して、競技力の向上と競技人口の拡大を図るとともに、地域スポーツ活動の充実、活性化に努めます。</p> <p>また、県民体育大会、日置地区大会等の選手強化、並び</p>	<p>(3)事業及び活動の拡充促進</p> <p>①各種スポーツ教室の開催（ニュースポーツを含む）</p> <p>②市民総スポーツ運動の推進</p> <p>③各種体育行事の推進</p> <p>④学校体育施設の開放</p> <p>⑤海洋性スポーツの推進</p> <p>⑥競技団体との連携強化</p> <p>⑦スポーツ健康情報の提供</p> <p>⑧地域スポーツクラブ育成事業の展開</p> <p>⑨マイライフマイスポーツ運動の推進</p> <p>⑩体力・気力アップ作戦の推進</p> <p>⑪スポーツ選手の発掘・育成・強化</p> <p>⑫平成 31 年の全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の準備・開催</p> <p>⑬平成 32 年の第 75 回国民体育大会の準備・開催</p>
--	---	--

	<p>に小・中・高体連の組織の拡充に努めます。</p> <p>⑥国民体育大会等の開催 実行委員会等を組織して準備体制を整え、市民総ぐるみによる大会の充実に努めます。</p>	
--	---	--

6) 国際交流の充実

目 標 値	指標：小中学校英検受験者数 基準：285人 目標：450人	
	指標：国際交流事業参加者数 基準：100人 目標：250人	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>国際化が進む中、本市においても国際交流への取組を進めていますが、世界に拓かれたまちづくりを目指すため、交流団体の組織強化や人材育成など、一層の取組が必要です。</p> <p>戦後アメリカ大陸に移住された出身者との交流に始まるサリナス市との友好都市交流では、隔年おきに中高生のホームステイも実施していますが、移民2世・3世の時代に移りつつあることから、交流方法の検討も必要となっています。</p> <p>また、スポーツ国際交流員にはじまる太極拳を通じた中国との交流や「からいも交流」などの民間交流も盛んに行われており、その支援も必要となっています。</p> <p>さらに近年、アジア諸国からの留学生や技術研修生が増加傾向にあることから、市内</p>	<p>(1)国際化に対応した人材育成・団体の育成など、国際交流の基盤を強化し、すそ野の広い交流活動を目指します。</p> <p>(2)国際感覚の豊かな人材を育成します。</p> <p>(3)出身者の2世・3世等との連携強化を図ります。</p> <p>(4)民間の国際交流を支援します。</p> <p>(5)市内在住外国人と市民の交流等を通じ、外国人にも暮らしやすいまちづくりを進めます。</p>	<p>(1)「英語のまち事業」の推進及び外国語指導助手等の招致事業の推進</p> <p>(2)サリナス市との学生の交流事業の支援</p> <p>(3)サリナス派遣経験者などとの世代交流を支援</p> <p>(4)民間交流団体の支援</p> <p>①太極拳を通じた中国との交流等</p> <p>②「からいも交流」等にかかわる広報活動の支援</p> <p>③青年海外協力隊の支援</p> <p>(5)市内在住外国人と市民の交流促進</p> <p>①市民との交流支援</p> <p>②居住環境の整備</p> <p>③外国人に分かりやすい案内表示</p>

在住外国人と市民の交流が広がるよう取り組む必要があります。		
-------------------------------	--	--

第3章 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』

第1節 産業経済

1) 農業の振興

目 標 値	指標：認定農業者数	基準：39人	目標：45人
	指標：農業新規就業者数	基準：4人	目標：10人
	指標：グリーンツーリズム受入人数	基準：424人	目標：500人
	指標：6次産業化の取り組み件数（5年間）	基準：1件	目標：5件
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>農業を取り巻く情勢は、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）問題をはじめ、農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、課題が山積しています。</p> <p>国では、農地中間管理機構による農地の集積や、日本型直接支払制度など、多岐にわたる改革が行われております。</p> <p>本市は、平地に乏しく傾斜地が多い中山間地域であるため、生産性の向上に制約を受けています。</p> <p>このような現況を踏まえ本市では、各種基盤整備を推進し、意欲ある多様な農業者に対し、機械・施設の共同化を進めるとともに、収益性の高い品目の導入、特産品の開発・ブランド化の確立、規模拡大のための農地の利用集積の促進、多様な担い手の育成、環境保全型農業の推進及び近郊都市住民にも開かれ</p>	<p>(1)創意と意欲に満ちた農業の展開</p> <p>地域住民の総意と工夫に基づく魅力ある村づくりのため、中山間地域直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業を活用して、地域の共同活動を支援し、農業担い手の育成、協業化・法人化などの生産組織の育成及び農村景観・環境等に配慮した持続的な農業の推進に加え、都市住民との多面にわたる交流の促進を図るなど新たな農業の展開を進めます。</p> <p>(2)生活環境基盤の整備</p> <p>集落道路、排水及び防災施設の整備を推進するとともに、農村の生活改善を図り、快適で機能的な住環境の整備を進めます。</p> <p>(3)生産基盤の整備</p> <p>地域の特性に応じた農業の展開を考慮したほ場、用排水施設及び農道等の生産基盤の整備を行うとともに、機</p>	<p>(1)創意と意欲に満ちた農業の展開</p> <p>①中山間地域直接支払交付金事業</p> <p>②多面的機能支払交付金事業</p> <p>③認定農業者の育成</p> <p>④新規就農者の育成・支援</p> <p>⑤集落営農や生産組織の育成</p> <p>⑥リーダーの育成</p> <p>⑦農業経営の法人化への誘導</p> <p>⑧農作業受委託等の組織化促進</p> <p>⑨市来農芸高等学校との連携</p> <p>⑩観光農園の振興</p> <p>⑪農業体験の促進</p> <p>⑫グリーンツーリズム(※)活動への支援</p> <p>(2)生活環境基盤の整備</p> <p>①集落道路や排水路及び防災施設の整備</p> <p>(3)生産基盤の整備促進</p> <p>①川南地区基盤整備事業の</p>	

<p>た農村空間の創出など、地域住民の創意工夫を得ながら、地域の共同活動による、農地・農業施設の保全管理と農村環境の向上を図る必要があります。</p> <p>公設地方卸売市場については、農産物の流通体系の変化や生産者、小売店の減少等により厳しい経営が続いており、その方向性について検討すべき時期にきています。</p> <p>家畜伝染病については、口蹄疫や鳥インフルエンザ等に対する防疫対策が求められています。</p>	<p>械・施設の共同化を推進します。</p> <p>(4)耕作放棄地の解消 農地中間管理事業により、機構を活用した担い手への農地集積や農地利用状況調査などを行い、農地の適正管理、耕作放棄地の解消を推進します。</p> <p>(5)自立した農業の確立と流通機構の整備 安心・安全・新鮮な農産物の生産を図るとともに、農作物生産指導体制を強化しながら、高付加価値作物の導入のほか、野菜・果樹・花き・黒毛和牛等収益性の高い品目の規模拡大、特産品の開発・ブランド化を図ります。</p> <p>また、認定農業者や新規就農者を確保するため、関係機関・団体等による総合的な支援体制を確立し、農地の利用集積の促進、農家負担の軽減など経営の安定、経営体質の改善に資する施策を講じるほか、耕作放棄地などへの一般企業の参入を促進します。</p> <p>また、生産から加工・流通までの6次産業化の取組に対する支援や、農畜産物の計画生産体制や安定した出荷体制の整備を図る一方、生産流通体系の変化など公設地方卸売市場の置かれた現状を踏まえ、方向性の検討を行います。</p> <p>(6)家畜伝染病対策の推進 口蹄疫、鳥インフルエンザ</p>	<p>推進</p> <p>②機械・施設の共同化の推進 ③農地保全の推進 ④鳥獣害防止対策の推進 (4)耕作放棄地の解消 ①農地中間管理事業の推進 ②農地利用状況調査及び荒廃農地調査の実施 ③農地の適正管理の啓発 (5)自立した農業の確立と流通機構の整備 ①環境にやさしく、安心して安全な農産物生産の推進 ②特産品の開発・ブランド化の促進 ③定年帰農者への支援・育成 ④小規模農家への支援・育成 ⑤女性農業者参画の促進 ⑥一般企業の農業参入の支援 ⑦地産地消の推進と確立 ⑧6次産業化の取組支援 ⑨公設地方卸売市場の方向性の検討 (6)家畜伝染病対策の推進 ①防疫対策の関係機関との連携強化 (7)経営安定所得対策の推進 ①経営安定所得対策の適切な運用</p>
--	---	---

	等の防疫対策を国・県・関係機関と連携して推進します。 (7)経営安定所得対策の推進 経営安定所得対策の適切な運用を推進します。	
--	---	--

※グリーンツーリズム…農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

2) 林業の振興

目 標 値	指標：林業新規就業者数（5年間）	基準：8人	目標：10人
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>森林は、国土の保全、水資源の涵養のほか、保健休養の場、魚を育てる魚つき林(※)としての活用等多面的機能を有し、その役割はますます重要となっています。</p> <p>しかしながら、森林を取り巻く状況は、林業従事者の減少・高齢化の進行並びに木材価格の長期低迷や生産コストの上昇等に伴い、生産意欲の減退がみられ、手入れがされていない森林の増加により、木材生産のみならず、自然環境保持等の森林がもつ多くの機能までも失われつつあります。</p> <p>このため、林道開設など道路網の整備のほか、高性能林業機械の活用による生産性の向上並びに林業従事者、後継者、担い手の育成や就業環境の改善を図り、山村地域の活性化を促進するとともに、林業経営の健全化及び安定化を図る必要があります。</p> <p>さらに、市民に対して、「緑の募金活動」などによる森林や林業に対する理解を深め</p>	<p>(1)生産基盤の整備 林道等の基盤整備及び高性能林業機械の活用を進めるなど、生産コストの削減を図ります。 また、就業環境の改善及び労働力の確保等に努め、木材生産の拡大及び所得の向上を図るとともに、山地災害の復旧及び未然防止に努めます。</p> <p>(2)自立した林業の確立 後継者、担い手育成のため、市・県・関係機関が連携してその確保に努めるとともに、林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営を推進します。</p> <p>(3)森林資源の保存と活用 森林の優れた景観、多面的機能を生かして、森林公園施設等の整備を推進するとともに、市民の森林・林業に対する理解を深めるため、植樹活動や木材加工等の活動を推進します。 また、木質バイオマス発電や海外への原木輸出のため伐採された森林の再生林を</p>	<p>(1)生産基盤の整備 ①林道等の整備 ②林業就業環境改善の推進 ③治山事業の促進 (2)自立した林業の確立 ①後継者、担い手の育成 ②特用林産物生産の振興 (3)森林資源の保存と活用 ①森林資源保全の推進 ②森林公園施設等の整備 ③森林施設等の利用促進 ④魚つき林・潮害防備林等保安林の整備保全 ⑤緑の募金活動・植樹活動の推進 ⑥木材・竹材の利用促進 ⑦森林の再生林等の促進</p>	

<p>る取組を進めていくとともに、森林の持つ多面的機能、保健休養機能等を高度に発揮させるための整備及び雇用機会の創出をより推進する必要があります。</p> <p>また、伐採された森林の再造林を確実に実施する必要があります。</p>	<p>確実に実施し、持続可能な林業の振興を図ります。</p>	
---	--------------------------------	--

※魚つき林…海岸部に存在する森林ばかりではなく、生態系としての森と海のつながりという観点から森林の機能が再認識されていることから、広い意味で河川上流部の森林を「魚つき林」としている。

3) 水産業の振興

目 標 値	指標：まぐろの地元水揚げ回数（5年間） 基準：3隻 目標：5隻	
	指標：新規就業者数（5年間） 基準：6人（遠洋4 沿岸2） 目標：8人	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市の水産業は、世界の海を漁場とする遠洋まぐろ漁業と本市沖合から甌島周辺を漁場とする沿岸漁業に分けられます。</p> <p>平成27年における本市の水産生産額は約81億円で、そのほとんどが遠洋まぐろ漁業によるものであり、本市水産業の主軸をなしていますが、水揚げのほとんどは大消費地に近い清水港、焼津港となっています。</p> <p>まぐろ漁業を取り巻く環境は、国際規制の強化や魚族資源の減少、漁船員の高齢化、後継者不足など漁業経営にとって厳しい状況にあります。</p> <p>今後とも、まぐろ資源の保護や適正漁獲について、官民一体となって関係機関に働</p>	<p>(1)まぐろ漁業 まぐろ漁業を取り巻く諸問題に業界や関係機関と連携した取り組みを行い、まぐろ漁業の振興を図ります。</p> <p>また、独航まぐろ漁船や運搬船の出入港を促進し、串木野市漁協冷凍冷蔵庫の保税蔵置場における輸入餌料や外来巻網漁船による餌料の確保に努め、漁業資材や生活物資等の共同受注体制を図りながら、まぐろ漁業母港基地化を推進するとともに、6次産業化の支援に努めます。</p> <p>(2)沿岸漁業 「つくり育てる漁業」を推進し、魚礁設置、魚類種苗放流事業、藻場造成事業等により水産資源の維持・増大を図り、魅力ある漁場づくりを推進するとともに、漁業者の収</p>	<p>(1)まぐろ漁業 ①まぐろ漁業母港基地化奨励事業の推進 ②後継者の支援・育成 ③まぐろの魚食普及 (2)沿岸漁業 ①魚礁漁場整備事業・藻場造成事業の促進 ②タイ・ヒラメ等の種苗放流 ③特産魚種のブランド化・6次産業化の推進 ④後継者の支援・育成 (3)水産加工 ①地域水産物展示販売施設の活用による漁家経営の安定化 (4)漁港の整備 ①串木野漁港 ア. 防波堤の整備 イ. 施設の保全等 ウ. フィッシャリーナの附帯施設整備等</p>

<p>きかけていくとともに、後継者不足を解消するため、日本人幹部船員の育成にあわせ外国人船員の教育を図っていく必要があります。</p> <p>まぐろ漁業母港基地化については、串木野市漁業協同組合やまぐろ関連水産会社の積極的な取組により運搬船や独航まぐろ漁船の出入港の促進が図られ、近年、地元でのまぐろの水揚げも見られるようになりました。</p> <p>一方、沿岸漁業は、甌島周辺海域の良好な漁場に恵まれ、一本釣り漁業をはじめ、延縄漁業、刺網漁業、籠漁業、機船船曳網漁業等が行われていますが、漁業事業者の高年齢化が進み、ほとんどが日帰り操業であるため、経営は極めて零細で、さらに近年魚食離れが進み消費が減少しています。</p> <p>また、魚族資源の回復が大きな課題であり、魚礁設置やイカ柴投入にあわせ、アマモ・ヒジキ等による藻場造成により、幼稚魚や磯根資源の保護・育成に努めながら、タイやヒラメ等の種苗放流による栽培漁業を推進し、さらに魚食の普及も行い若年漁業者が就業できる魅力ある沿岸漁業の構築を図る必要があります。</p> <p>水揚げされた水産物については、漁協等の直売施設での販売のほか、特産品である</p>	<p>入安定のための支援に努めます。</p> <p>また、特産魚種のブランド化や若年層への魚食の推進を図るとともに、6次産業化を推進する経営体等を支援していきます。</p> <p>さらに、新規就業者の支援に取り組み、沿岸漁業の振興を図ります。</p> <p>(3)水産加工</p> <p>加工業者と流通業界の連携のもとに販路拡大に努め、新製品の開発やブランド化、施設の近代化、協業化、集団化を促進し、また、女性起業化グループの育成に努めます。</p> <p>(4)漁港の整備</p> <p>防波堤等の整備を行い港内の静穏度を高めるとともに、維持補修等により漁港機能の保全向上に努めます。</p>	<p>②羽島漁港</p> <p>ア. 道路の新設</p> <p>イ. 用地整備</p> <p>ウ. 施設の保全等</p> <p>③戸崎漁港</p> <p>ア. 防波堤の整備</p> <p>イ. 浮棧橋の設置</p> <p>ウ. 施設の保全等</p> <p>④市来漁港</p> <p>ア. 施設の保全等</p> <p>⑤土川漁港</p> <p>ア. 施設の保全等</p>
--	---	--

<p>つけあげ、かまぼこ等の水産加工品の原材料としても活用されていることから、より一層、水産加工会社や流通会社と連携を強めていく必要があります。</p> <p>また、本市には県が管理する串木野漁港、羽島漁港、戸崎漁港、市が管理する土川漁港、市来漁港の5港があり、漁業活動のための基盤施設として、引き続き各漁港の機能充実・維持を図る必要があります。</p>		
---	--	--

4) 製造業の振興

目 標 値	指標：新商品開発数	基準：0 件	目標：3 件
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市における製造業等は、地場資源を生かした水産練製品等の食品加工業、ハム製品、焼酎製造業等が中心となっており、その他造船業、鋳業等の企業があります。また、本市企業の大多数は、中小企業ですが、雇用の維持や技術の継承、今後の地域活力を高めるうえで極めて重要な役割を担っています。</p> <p>しかしながら、景気の低迷や低価格競争などにより、厳しい経営環境におかれています。そのため、中小企業が安定して経営が継続できるよう、経営基盤の強化などを行う必要があります。</p>	<p>地域産業の振興のため労働力の確保、人材育成を図り、次世代へ技術の継承を図ります。</p> <p>製造業を取り巻く環境の変化を的確に把握するとともに、経営安定化のため各種制度資金などの情報提供を積極的に行い、商工会議所や商工会と連携して経営相談・企業診断・経営セミナーなど経営指導の充実に努めます。</p> <p>さらに、第一次産業との連携を強化していくために、異業種間及び産学官の連携を進めるとともに、高校や大学などとの共同研究の仕組みづくりを図ります。</p>	<p>(1)地域産業の振興のため労働力の確保、人材育成、近代化などによる企業の体質改善・強化の充実</p> <p>(2)中小企業製造業を取り巻く環境の継続的な把握及び中小企業者への情報提供</p> <p>(3)各種制度資金の活用</p> <p>(4)情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等の生産性向上に向けた取組に対する支援</p> <p>(5)新技術・新製品開発への支援</p> <p>(6)農林水産業と一体となった物産展の開催等の販売促進に対する支援</p> <p>(7)流通販売対策の充実</p> <p>(8)異業種間及び産学官等の</p>	

		連携の推進 (9)大学や高校等との共同研究の推進
--	--	-----------------------------

5) 企業誘致

目 標 値	指標：立地企業の雇用者数	基準：723人	目標：1,000人
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市には西薩中核工業団地のほか、5つの工業団地があり、現在西薩中核工業団地、冠岳農村工業団地の2箇所が分譲中となっています。</p> <p>西薩中核工業団地においては、分譲率76.17%で、分譲可能面積は、約11.9haとなっています。</p> <p>本市では企業誘致を促進するため、優遇制度の充実を図り、積極的に企業誘致活動を行っています。</p> <p>本市立地企業の大多数は中小企業ですが、今後の地域活性化を高める上で極めて重要な役割を担っており、中小企業が新たな環境の変化に対応しうるような技術力の向上など近代的施策の展開や経営基盤の充実を図る必要があります。</p> <p>また、雇用機会の創出・確保及び定住化を図る観点からも企業誘致を積極的に進める必要があります。</p>	<p>新規の企業立地や既存企業の工場増設を進めるとともに、県産業支援センター等との連携による新産業の育成を図ります。</p> <p>また、工業団地や地域にある資源等を有効活用し、ホームページ等の広報媒体を積極的に活用し、企業誘致に努めます。</p> <p>また、企業が進出しやすい環境や補助制度の活用を図るとともに、西薩中核工業団地で取り組んでいる環境維新のまちづくりを更に推進し、企業誘致の促進と進出企業の経営安定につながる施策を行います。</p>	<p>(1)企業の誘致及び地域に根ざした新たな産業の育成</p> <p>(2)貿易関連企業などの港湾利用型企業の誘致</p> <p>(3)誘致方策・優遇措置の活用</p> <p>(4)環境付加価値の高い工業団地化による企業誘致と進出企業の経営安定</p> <p>(5)内陸部の空き工場等を活用した企業誘致</p>	

6) 商業・サービス業の振興

目 標 値	指標：空き店舗等の活用数	基準：30 件	目標：45 件
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市の商業・サービス業は、大半が中小小売企業であり、これらを取り巻く情勢は、国道3号沿いへの大型店の立地、後継者不足、消費者ニーズの多様化など大きな構造変化による商店街の空き店舗の増加など厳しくなっています。</p> <p>さらには、消費者ニーズに即応できるサービスの提供が不十分であり、また、九州新幹線全線開業など高速交通体系の整備などによる市民の市外への生活行動範囲の拡大により顧客の流失がみられます。</p> <p>中心商店街を核とした商業地域の吸引力の強化を図るため、消費者のニーズに即応する商店街づくりとして、空き店舗の活用、大型店と一体となった活性化策を推進するとともに、地域に密着した個性的な事業の展開、市内に点在する特産品販売所の有効利用など、活性化策を検討し、商工会議所・商工会による経営指導体制の充実・強化を図る必要があります。</p> <p>また、水産業・農林業と連携した活性化策を推進する必要があります。さらに、新たなご当地グルメ・特産品の開発等を進め、「食のまちいちき串木野」として、産</p>	<p>(1)商店街等の支援 中心市街地の商店街は、空き店舗の活用等を促進し、商業空間の質的向上を図ります。地域商店街等については、手近な買物場としての機能を充実し、市民生活の利便性の向上を図ります。</p> <p>(2)経営・創業支援・組織体制の強化 商店経営の合理化を図るため、経営管理の適正化に努めます。 また、各種制度資金や市の利子補助制度を活用し、中小事業所の経営を安定させ、商工会議所や商工会による経営指導の充実を図る施策を進めます。 さらに、創業支援や後継者、NPO法人等の育成についても関係機関と連携した取組を行うとともに、共同事業、イベント（産業祭等）の推進や異業種間交流、経営講座等による経営意識の向上を図り体質強化に努めます。</p> <p>(3)地場産品の販路拡大及び特産品販売所の機能充実 地場産業の各分野における特産品の開発を推進するとともに、農林水産業等と連携した需要の掘り起こし体制の確立を図るほか、特産品販売所については、関係機関と連携しながらPRに努め、</p>	<p>(1)商店街等の支援 ①商店街の自助努力への支援 ②魅力ある商店街形成のため、空き店舗活用、共同事業、イベント等の推進 ③宅配サービスの導入など地域密着型サービスの展開 (2)経営・創業支援・組織体制の強化 ①商工会議所・商工会等を中心とした後継者育成や創業への支援 ②経営の合理化や安定化を推進するための助成制度の利用促進 ③情報化投資や経営革新、経営基盤の強化への支援 ④地域密着型企业、組合、NPO法人等の育成 ⑤まちづくり組織との連携強化 (3)地場産品の販路拡大及び特産品販売所の機能充実 ①特産品の販路拡大 ②地域特産品の複合商品化など新たな商品の開発 ③農林水産業等と連携した新たな需要に対応する体制の確立</p>	

<p>業・地域の活性化に生かす必要があります。</p>	<p>消費者が求める新鮮で安全・安価な品物の販売について調査・研究し、販路拡大を図ります。</p> <p>(4)交流人口の確保及び経済交流</p> <p>広域交通体系を活用しながら観光との連携やイベント等の開催により他地域からの交流人口の確保を図ります。</p> <p>また、甌島等との経済交流の推進により商圈拡大に努め、広域的なサービス提供の確立を目指します。</p>	<p>(4)交流人口の確保及び経済交流</p> <p>①観光との連携による商店街の活性化</p> <p>②甌島等との経済交流の推進</p>
-----------------------------	---	---

7) 観光の振興

目 標 値	指標：観光入込客数	基準：約 106 万人	目標：約 108 万人
	指標：ガイド会員数	基準：18 人	目標：25 人
	指標：観光案内所来所数	基準：1,391 件	目標：1,500 件
	指標：観光案内所電話問合せ数	基準：1,154 件	目標：1,300 件
現況と課題	基本的方向		主要施策
<p>本市は吹上浜県立自然公園の北端に位置し、東シナ海に浮かぶ甌列島と広大な吹上砂丘を眺望する奇岩や白砂青松など優れた海洋性観光資源と、霊峰冠岳などの自然景観に恵まれています。</p> <p>また、自生ビロウ樹北限の地である羽島は、日本の黎明を告げた薩摩藩英国留学生渡欧の地であり歴史・文化などの学術的資源を有しています。</p> <p>海浜公園としての長崎鼻から照島海岸、市来海岸一帯</p>	<p>(1)観光資源の整備等</p> <p>本市の有する美しい海岸線や固有の歴史・文化などの自然資源、歴史文化資源の観光資源化を積極的に進めます。</p> <p>また、グリーンツーリズムの推進による農水産業の体験型観光資源としての活用、さらには焼酎製造業や水産加工業などの製造過程の観光資源化、合宿誘致促進による交流人口の拡大や外国人旅行者の誘客を図るための受け入れ体制の整備を進め、</p>		<p>(1)観光資源の整備等</p> <p>①産業観光の促進</p> <p>②グリーンツーリズムなど体験観光の促進</p> <p>③冠岳周辺の整備推進</p> <p>④観音ヶ池周辺の整備推進</p> <p>⑤薩摩藩英国留学生記念館周辺の整備推進</p> <p>⑥観光資源の発掘推進</p> <p>⑦スポーツ合宿等の誘致促進</p> <p>⑧外国人旅行者の受け入れ体制整備推進</p> <p>(2)観光振興の体制づくり</p> <p>①観光関係団体への運営の</p>

<p>は、豊かな自然を生かした環境整備を進めています。</p> <p>観音ヶ池市民の森は、千本桜やアジサイ等が植栽されており、多くの観光客が訪れています。</p> <p>また、冠岳一帯は「歴史・自然の里づくり」として冠嶽園、冠岳花川砂防公園、冠岳展望公園、観光農園、串木野ダム周辺の公園化、温泉施設が整備されています。</p> <p>現在の観光は、薩摩藩英国留学生記念館、冠岳、観音ヶ池市民の森、焼酎蔵、さつまあげ工場、物産館、ちかび展示館などを周遊する通過型の観光となっています。</p> <p>これらの観光資源を活かした着地型観光ルートの創出や、宿泊施設・温泉施設などの滞在型観光、イベント・祭り・食を活用した参加型観光、グリーンツーリズムによる体験型観光の促進のほか、スポーツ合宿や外国人旅行者の受入れ体制の整備を進め観光客誘致を推進していく必要があります。</p> <p>また、九州新幹線、JR串木野駅・神村学園前駅・市来駅や南九州西回り自動車道などの交通利便性を活かし、甌島を含めた本市周辺の観光地を結ぶ観光ルートの開発・整備とともに、九州西海岸観光ルートの結節基地としての機能を果たすまちづくりを進める必要があります。</p>	<p>様々な観光の需要に対応していきます。</p> <p>(2)観光振興の体制づくり 総合観光案内所や観光特産品協会の運営支援により、観光振興の体制を整備します。</p> <p>(3)情報発信の推進 総合観光案内所を中心として、関係団体と連携した情報発信に努めます。</p> <p>(4)広域観光の推進 周辺の観光地とも連携を深め、情報発信など多彩な誘客宣伝活動に努めます。</p>	<p>支援</p> <p>②観光ボランティアガイドの育成</p> <p>(3)情報発信の推進</p> <p>①観光キャンペーンの推進</p> <p>②観光プロモーションの推進</p> <p>③観光案内板の設置推進</p> <p>④総合観光案内所 HP 運営等による情報発信</p> <p>⑤観光大使による情報発信</p> <p>(4)広域観光の推進</p> <p>①周辺自治体・関係団体との連携推進</p> <p>②観光ルートの整備促進</p>
---	---	--

<p>す。</p> <p>さらに、本市の観光振興を図るために総合観光案内所を拠点とした情報発信や関係機関との連携が必要です。</p>		
--	--	--

8) 食のまちづくりの推進

目 標 値	指標：食のまちづくりの満足度 基準：29.1% 目標：50.0%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>市民、事業者及び行政が主体的に参画し、互いに理解しあい、協働して取り組むことを基本に、平成 21 年に制定した食のまちづくり条例に基づく「食のまちづくり基本計画」に沿って、6分野の基本的施策について、取り組んでいます。</p> <p>主な取組としては、</p> <p>① 特産品直売所の連携強化、学校給食での地元食材の活用レシピ集の作成など郷土料理の研究と伝承</p> <p>② 体験型観光産業の開発、特産品の普及と開発、食育まつり等による食育の普及促進</p> <p>③ 食のまちキャンパスなど食に関するイベントの開催</p> <p>④ E A T de 健康メニューの開発支援、食に関する情報の発信</p> <p>その他、全国初の本格焼酎に</p>	<p>「食のまちづくり基本計画」に沿った6分野の基本的施策について、取り組めます。</p> <p>(1)産業の振興 食材、食品を磨き育て、地産地消を進め産業の振興に取り組めます。</p> <p>(2)福祉及び健康の増進 食育を進め、健全な食生活を実践し、健康の増進に取り組めます。</p> <p>(3)教育及び伝承 郷土食や食に関する作法を学び、食文化の継承に取り組めます。</p> <p>(4)観光及び交流 食の魅力を活用し、もてなしの心により観光、交流に取り組めます。</p> <p>(5)環境の保全 豊かな食材を育む海、山、川、里の良好な自然の保全に取り組めます。</p> <p>(6)安全で安心な食のまちづくり</p>	<p>(1)産業の振興 ①食彩の里いちきくしきのを拠点とした地域活性化 ②いちき串木野ブランドの構築 ③後継者の育成</p> <p>(2)福祉及び健康の増進 ①食育推進計画の推進 ②食育活動の普及啓発・情報提供 ③食育活動への支援</p> <p>(3)教育及び伝承 ①学校、家庭、地区等での学習機会の提供 ②食事会、農林漁業体験ツアー等を通じた交流</p> <p>(4)観光及び交流 ①食に関する観光資源の調査研究及び開発 ②体験型観光及び産業観光メニューづくり ③地域資源の保全と有効利用 ④イベント等の開催 ⑤ボランティアガイドの育成及び派遣体制の整備</p>

<p>よる乾杯を推進する条例を制定するなど、様々な分野について取り組んできています。</p> <p>今後は、これらの取組を更に進めながら、6次産業化商品の開発、ブランド化及び県内外への食の情報発信等を進める必要があります。</p> <p>また、本市の食の拠点エリアである「食彩の里いちきくしきの」を中心とした食と観光の連携による食のまちづくりを進め、地域の振興、活性化を図る必要があります。</p>	<p>みんなで安全で安心な食づくり、提供に取り組みます。</p> <p>また、「本格焼酎による乾杯を推進する条例」の推進に努め、本格焼酎による乾杯の習慣を広めることにより、本格焼酎の普及を通じた焼酎文化への理解の促進に寄与します。</p>	<p>(5)環境の保全</p> <p>①森林保全・休耕地対策</p> <p>②生活排水対策</p> <p>③食品廃棄物の抑制やその再利用の促進</p> <p>(6)安全で安心な食のまちづくり</p> <p>①安全、安心の基準遵守等についての推進</p> <p>②認証製品に対する支援策の構築、情報発信</p> <p>(7)「本格焼酎で乾杯条例」の推進</p>
---	---	---

9) コミュニティビジネスの振興

現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市におけるコミュニティビジネス(※)については、地域特色を生かした食品、地域ブランド米の販売やグリーンツーリズムなど、地域の特性や資源を生かした取組が進みつつあります。</p> <p>これからも地域の特性を生かした社会づくり、企業や行政等の連携や協働、そして得意分野を生かしたまちづくりの推進を図る必要があります。</p>	<p>地域住民が地域の課題解決や自己実現等、活力ある地域形成を推進するため、まちづくり協議会などの地域住民を主体とするコミュニティビジネスの導入について支援を行います。</p>	<p>(1)まちづくり協議会やNPO法人などへのコミュニティビジネス導入支援</p> <p>(2)NPO法人など担い手の育成</p> <p>(3)活動拠点となる施設提供の検討や事業の継続性に不可欠な経営指導等の実施</p> <p>(4)グリーンツーリズムの推進</p>

※コミュニティビジネス…地域で今まで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの資源を生かし、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、ビジネスとして成立させていくこと。

10) 海外との経済交流

目 標 値	指標：外国人のまちなか居住数	基準：0人	目標：30人
現況と課題	基本的方向	主要施策	
<p>本市にはアジア諸国からの語学留学生や技術研修生が多く生活しており、市内の重要な労働力となっています。これらの留学生等外国人の居住環境の整備を図りながら在住外国人とのコミュニケーションを促進し、交流が市民全体に広がるよう取り組む必要があります。</p> <p>さらに、本市は東アジア及び東南アジア諸国と近距離にあることから、この地域との友好促進や交流の拡大を図ることが重要であり、海外市場の開拓を目指すため貿易商談会等への参加を企業に呼びかけ、経済交流を促進する必要があります。</p>	<p>(1) 市内在住外国人の居住環境の整備と交流の推進 外国人にも便利で暮らしやすいまちづくりを推進します。</p> <p>(2) 企業の海外市場開拓・進出への支援 地元企業による、東アジア及び東南アジア諸国との交易を支援します。</p>	<p>(1)市内在住外国人の居住環境の整備と交流の推進 ①居住環境の整備 ②市民との交流支援 (2)企業の海外市場開拓・進出への支援 ①貿易商談会への参加経費等の支援</p>	

第4章 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

第1節 社会基盤

1) 道路・交通網の整備

ー1 道路

目 標 値	指標：幹線道路の整備の満足度 基準：37.8% 目標：50%	
	指標：都市計画道路の整備率 基準：66% 目標：70%	
	指標：橋梁の改修率 基準：14% 目標：40%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市の道路・交通網は、南九州西回り自動車道と国道3号を軸として、主要地方道の川内串木野線、串木野樋脇線、一般地方道の荒川川内線、郷戸市来線が幹線道路となつて、串木野新港・西薩中核工業団地等の臨海部へのアクセス道路や中心市街地への通過交通の混雑を緩和する環状道路などの都市計画道路、さらには生活道路等の市道が整備されています。</p> <p>1. 国 道 国道3号は、バイパス路線も含め実延長14,585m、国道270号は、6,244mとなっています。</p> <p>市街地外については、一部が狭隘で歩道もなく危険な区域があり、国道3号養護学校入口などの右折車線の整備や歩道の拡張が求められています。</p> <p>2. 県 道 県道は、主要地方道串木野樋脇線外2路線と一般県道郷戸市来線外5路線からなる合計9路線で実延長47,762mです。</p>	<p>南九州西回り自動車道、国道3号・270号、主要地方道及び一般地方道など広域的な交通網と市内交通網の連携を図り、市街地への通過交通の進入を低減する幹線道路の整備を促進します。</p> <p>市道については、周辺部への配慮や地域間の交流、円滑な移動の実現を目指し、集落間のネットワーク道路として計画的な整備を図るとともに、市街地内の老朽化した側溝及び舗装の整備を行います。</p> <p>また、子どもや高齢者、身体障がい者等、誰もが安心して利用できるように、歩道や歩道橋、信号機の整備など人に優しい交通施設の整備等道路機能の充実を図ります。</p> <p>都市計画道路については、交通結節点となる駅前広場や市街地内の補助幹線道路等、広域的な交通体系と地域交通体系の連携した、利便性が高い道路の整備を促進します。</p>	<p>(1)幹線道路の整備促進 ①国道・県道の整備促進 ②国道・県道の橋梁整備促進 ③市道寺迫観音ヶ池線等の整備促進</p> <p>(2)生活道路の充実 ①生活道路の改良及び整備改修（側溝・舗装） ②ネットワーク道路の整備 ③JR立体交差の整備推進 ④橋梁の整備（新平江橋（仮称））・橋梁長寿命化の推進 ⑤神村学園前駅東側道路の整備</p> <p>(3)人に優しい道路機能の充実 ①市街地等の道路のユニバーサルデザイン（※）の推進</p> <p>(4)都市計画道路の整備推進</p>

<p>一部では歩道もなく危険な区域があるとともに、バリアフリー化の整備も遅れています。</p> <p>3. 市道</p> <p>本市の市道は、平成28年4月現在で909路線で延長349,552mです。</p> <p>市街地内の補助幹線道路等の老朽化した側溝及び舗装の整備をする必要があります。また、神村学園前駅周辺では、開発を促進するための区域内道路や地域間を結ぶ道路などの交通体系を整備する必要があります。</p> <p>4. 都市計画道路</p> <p>本市の都市計画道路は35路線が計画決定されていますが、整備状況としては、総計画延長41,790mに対し、整備済延長が27,420mで整備率は66%となっています。</p>		
--	--	--

※ユニバーサルデザイン…障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

ー2 鉄道・バス

目 標 値	指標：公共交通の充実の満足度 基準：21% 目標：50%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>(1)鉄 道</p> <p>平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業、在来線では、平成22年3月に神村学園前駅が開業し、利用者のニーズに対応したダイヤ改正などサービスの向上が図られ、通勤・通学等の市民生活を支える公共交通機関となっています。</p>	<p>(1)鉄 道</p> <p>鉄道事業者に対して複線化の実現とともに、通勤・通学の利便性向上のための快速便の導入等を要請するとともに、利用者のニーズに対応した駅周辺の整備を進めます。</p> <p>(2)路線バス</p> <p>市民生活を支えるため、効</p>	<p>(1)鉄 道</p> <p>①鹿児島本線（川内駅～木場茶屋駅間、串木野駅～東市来駅間）の複線化促進</p> <p>②新幹線への接続等サービス向上の要請</p> <p>③ 駅周辺の交通安全対策の実施</p> <p>(2)路線バス</p> <p>①路線の運行維持に対する</p>

<p>しかしながら、川内駅～木場茶屋駅間（5.7km）及び串木野駅～東市来駅間（10.9km）の複線化が取り残されているほか、駅周辺においては、交通安全上の整備が求められています。</p> <p>(2)路線バス</p> <p>地方路線バスは、通勤・通学・通院・買い物等の市民生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしていますが、利用者が減少傾向にあります。</p> <p>(3)コミュニティ交通システム</p> <p>平成23年12月から導入した新たなコミュニティ交通システムでは、市民ニーズに対応した、効率的で利便性の高い交通システムの維持・改善を図っていく必要があります。</p> <p>また、住民主導による新たな地域運行サービスの導入について調査検討していく必要があります。</p>	<p>率的な運行の要請と支援を行います。</p> <p>(3)コミュニティ交通システム</p> <p>公共交通の乏しい地域の市民生活を支えるため、コミュニティバス及び乗り合いタクシーの利便性の高い運行サービスを行うとともに、利用促進を図ります。</p> <p>また、住民主導による新たな運行サービスについて調査検討を行います。</p>	<p>支援と効率的な運行の要請</p> <p>(3)コミュニティ交通システム</p> <p>①利用促進策の実施</p> <p>②住民主導による新たな運行サービスの調査検討</p>
---	---	---

2) 港湾機能の充実

目 標 値	指標：外国往来船の寄港隻数(貨物) 基準：9隻 目標：15隻	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>串木野新港は、甌島への玄関口であり、甌島島民の足として、生活物資の積出港となる重要な港です。また、東アジア及び東南アジア諸国に至近距離にあり、極めて優れ</p>	<p>串木野新港は、港湾施設の整備を図り、この地域を核として沿岸貿易・産業地域となるようなネットワークづくりを推進し、港湾利用の促進に努めます。</p>	<p>(1)甌島航路の充実及び内貿の促進</p> <p>(2)串木野新港の開港指定の実現</p> <p>(3)貿易関連企業の育成・誘致及び港湾利用型企業の誘致</p>

<p>た交易拠点としての条件を持っていますが、港湾施設等の更なる整備が必要となっています。</p> <p>串木野新港が九州西海岸の物流拠点基地となるには、内貿・外貿にも対応できる機能の整備、充実を図るとともに、港湾機能を補完するアクセス道路等の周辺整備のほか、貿易関連企業の育成・誘致などの産業活性化を図り、港湾の利用を促進する必要があります。</p> <p>また、近年、海外から鹿児島をはじめ九州への大型客船の寄港隻数が大幅に増えており、串木野新港への寄港に向けた取組を検討していく必要があります。</p>	<p>また、外航船が直接入港できるように関税法に基づく開港指定を目指します。</p> <p>さらに、外国クルーズ船の寄港に向けた環境整備により、港湾の活用を図ります。</p>	<p>(4)港湾施設等の整備 (5)クルーズ船誘致に向けた取組</p>
--	---	---

3) 海岸・河川の整備

目 標 値	指標：海岸・河川の整備の満足度 基準：18.3% 目標：20%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市は西側を海に面し、市街地内を五反田川、八房川、大里川等の河川が貫流しています。</p> <p>これら海岸、河川等については、高潮、土石流、河川の氾濫等の災害から安全な市民生活を保障する防災性の向上を基本として、今後も災害発生危険箇所の解消や、寄洲除去等に努める必要があります。</p> <p>海岸は吹上浜県立自然公園に属し、白砂青松の美しい</p>	<p>海岸や河川等については、高潮災害、河川の氾濫、土石流災害等から人命と財産を守るため、寄洲除去等による維持管理や整備を進めるとともに、農業用水などの安定確保のため、溜池・堰・用水路等の整備を進めます。</p> <p>産卵に訪れるウミガメの保護、海岸や河川に生息するシオマネキ、ホタル、淡水魚等などの生態系の保全に配慮しながら、海岸・河川環境の整備を進めます。</p>	<p>(1)災害に強い海岸・河川の整備</p> <p>①海岸保全事業の促進 ②河川改修の整備促進 ③河川寄洲除去の促進 ④火山砂防事業の促進</p> <p>(2)農業用水等の確保</p> <p>①溜池・堰・用水路等の整備</p> <p>(3) 海岸・河川環境及び水質の保全</p> <p>①生態系の保全 ②保安林の機能維持と活用</p>

<p>景観を有し、重要な自然環境資源として市民に認知されていますが、近年、海岸線の侵食が進んでいることから、生態系の保全に配慮しつつ海岸環境を整備する必要があります。</p> <p>河川は、飲料水や農業用水等に利用されるとともに、市民生活に潤いをもたらす身近な自然環境資源です。そのため、水質の保全に努めるとともに農業用水等の確保を図る必要があります。</p>		
--	--	--

4) 公園・緑地の整備

目 標 値	指標：公園・緑地の整備の満足度 基準：25.6% 目標：30%	
	指標：公園へのトイレの設置率 基準：85% 目標：90%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>公園・緑地は、市民のレクリエーションと憩い・ふれあいの場で、豊かなコミュニティの形成並びに健康増進を図る場として重要な役割を果たしています。</p> <p>公園は、58箇所あり、面積は74.30haです。</p> <p>余暇時間の増加により、また災害発生時の避難場所等として、防災機能やユニバーサルデザインに対応した公園・広場の適正な整備を図っていく必要があります。</p> <p>維持管理については、指定管理者制度をはじめ、経費節減と効率化を図り、市民との協働による維持管理体制の</p>	<p>(1) 地域特性を生かした公園・緑地の整備</p> <p>本市の特性である美しい海浜や河川等の自然に親しめ、スポーツ・レクリエーション活動、健康づくりや地域コミュニティ等の場となるような整備を進め、市民に安らぎと潤いを与え、交流人口の増加を図ります。</p> <p>(2) 身近な公園・緑地の整備</p> <p>災害時の一次避難地となり得る整備に努めるとともに、既存公園については、バリアフリー化や地域の実情に応じた整備等、維持・管理方法を利用者である地域住</p>	<p>(1) 地域特性を生かした公園・緑地の整備</p> <p>① 海洋性レクリエーションの場としての吹上浜県立自然公園の整備促進</p> <p>② 公園・広場整備の推進（神村学園前駅周辺等）</p> <p>(2) 身近な公園・緑地の整備</p> <p>① 花や緑の植栽など美しい快適な街並みの整備</p> <p>② 既設公園のバリアフリー化や地域の実情に応じた整備</p> <p>③ 子育てや高齢者の交流の場となる公園の整備</p> <p>④ 共生協働のまちづくりと一体となった維持管理体制</p>

構築、公園施設の老朽化に伴う年次的な改修、改善を行い、利便性の向上と安全の確保を図る必要があります。	民を交えて検討し、魅力向上に努めます。	づくり
--	---------------------	-----

5) 住宅の充実

目 標 値	指標：住宅施策の推進の満足度 基準：16.7% 目標：20%	
	指標：空き家バンクの契約件数 基準：0件 目標：20件	
	指標：未分譲住宅団地数 基準：56件 目標：46件	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>(1)公営住宅等</p> <p>市営住宅で27団地、管理戸数528戸、県営住宅で5団地319戸を有しており、ウッドタウン団地で市営住宅の建設を進めています。</p> <p>一部の市営住宅は、狭小で老朽化し、現在の生活水準に適合する設備及びバリアフリー等が未整備であるほか、耐震強度を充たしておらず、改修や建替えが必要となっています。</p> <p>定住促進住宅は、酔之尾東団地に64戸を有し、子育て支援住宅として利用されており、市外からの定住促進を図っています。</p> <p>(2)地域振興住宅</p> <p>小規模校地域で定住促進・地域活性化を図るため、地域振興住宅の建設促進を図っています。</p> <p>(3)一般住宅</p> <p>がけ地の崩壊等により災害を受ける恐れが予想される危険な住宅の移転を促進するとともに、耐震強度を充た</p>	<p>(1)老朽化した公営住宅等の今後の方向性について、新築・建替・改修又は処分を含め、長寿命化計画に基づき対策を進めます。</p> <p>高齢者及び障がい者等が住みやすい環境づくりのためバリアフリー化を進めます。</p> <p>(2)地域振興住宅は、小規模校地域でまちづくり協議会と一体となった整備を進め、定住促進・地域活性化を図ります。</p> <p>(3)一般住宅</p> <p>危険地等に存在する住宅について、移転等や耐震化を促進するとともに、空き家の有効活用を図ります。また、定住促進補助制度の周知等を図りながら、分譲団地の販売を促進します。</p>	<p>(1)公営住宅等の整備</p> <p>①長寿命化計画の推進</p> <p>②バリアフリー化の推進</p> <p>(2)地域振興住宅の整備</p> <p>(3)一般住宅対策の推進</p> <p>①がけ地近接等危険住宅移転事業の推進</p> <p>②常時浸水危険住宅移転等事業の推進</p> <p>③耐震化補助制度の創設</p> <p>④空き家の有効活用(空き家バンク制度の創設、リフォーム等必要な整備の支援)</p> <p>⑤分譲住宅団地売却の推進</p>

<p>していない住宅の安全確保を図る必要があります。</p> <p>また、空き家も増加傾向にあることから、利活用について検討する必要があります。</p> <p>分譲住宅団地としては、ウッドタウン団地、羽島矢倉団地、羽島松尾団地、市来小城団地、芹ヶ野団地を有しており、定住促進を図る必要があります。</p>		
--	--	--

6) 市街地の整備

目 標 値	指標：市街地の整備の満足度 基準：16.8% 目標：20%	
	指標：都市計画道路の整備率 基準：66% 目標：70%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>区画整理事業は、都市基盤・生活基盤施設と良好な宅地供給を一体的に整備改善でき、健全な市街地の形成、良好な住環境の整備に最適な事業であることから、戦前の第一地区（島平）を始めとして、あわせて9地区の施工が完了しています。その合計面積は275haで、用途地域面積（721ha）の38%に相当します。</p> <p>中心市街地の大部分は、これらの区画整理事業によって整然とした区画道路となっています。</p> <p>現在施工中の麓地区の施工区域面積は44haで事業完了年度は平成34年度を予定しています。また、野元平江地区と市来駅前地区につい</p>	<p>(1)麓土地区画整理事業を推進するとともに、野元平江地区、市来駅前地区については、整備手法を検討し、住環境整備を進めます。</p> <p>(2)快適機能的な都市機能の充実のため市街地を通過する交通量を緩和するための環状道路の整備を進めます。</p> <p>(3)神村学園前駅の周辺部においては、土地利用計画及び地域の実態に即応した整備を行います。</p> <p>(4)開発許可制度に基づく宅地造成事業については、有効適切な指導・規制・誘導を行います、計画的な市街地形成を図ります。</p>	<p>(1)住環境の整備</p> <p>①麓土地区画整理事業の推進</p> <p>②既存道路の拡幅改修等による住環境の整備</p> <p>(2)都市計画道路の整備</p> <p>(3)神村学園前駅周辺地区の開発促進</p> <p>(4)開発許可制度に基づく計画的な市街地形成を促進</p>

<p>ては、道路の幅員が狭く早期の整備が望まれており、神村学園前駅周辺では、駅を中心とした開発が望まれています。</p>		
--	--	--

7) 都市景観の形成

目 標 値	指標：景観に配慮した街づくりの満足度 基準：18.1% 目標：20%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>本市は、薩摩半島北西部、日本三大砂丘のひとつである吹上浜北端に位置し、白砂青松の美しい海岸線を有し温暖な気候となっています。</p> <p>また、近代日本の黎明を告げた薩摩藩英国留学生渡欧の地、観音ヶ池市民の森、冠岳などの自然景勝地など、歴史や文化を感じさせる多種多彩な地域資源が数多くあり、こうした地域資源を生かした個性ある景観の創造・保全が望まれています。</p> <p>景観は、市民全ての共有の財産であり、これらを魅力的に磨き上げていくために、市民、事業者、行政のそれぞれが、より良いまちに育てていこうという姿勢をもつとともに、市民が都市景観形成に積極的に参加することが望まれています。</p>	<p>(1)各地域の景観特性や景観要因を保全・再生・活用し、市民が親しめる景観の形成を図ります。</p> <p>また、地域の拠点となる駅周辺、商店街、住宅地などにおける整備では、新たなまちの顔となる景観の創造に努めます。</p> <p>さらに、街路、公園、公共の建物などの公共空間の整備では、周辺環境や景観に配慮して地域性豊かで魅力的な空間形成を創出します。</p> <p>(2)歴史的景観資源の保全・再生・活用等を進めます。</p> <p>(3)公園・道路の整備では、緑豊かで、四季を通じて花木の香りに満ちたまちづくりを進め、景観の維持・保全に努めます。</p> <p>(4)市民が快適に暮らせるまちを目指して、清潔で潤いのある環境づくりを行っていくため、市民総参加による環境美化運動を推進します。</p>	<p>(1)地域特性を生かした創造性豊かな景観形成の推進</p> <p>(2)歴史的景観資源の保全・再生・活用</p> <p>(3)自然環境との共生空間の形成</p> <p>(4)市民とともにつくる景観づくりの推進</p>

8) 情報通信基盤の整備

目 標 値	指標：情報通信基盤の整備の満足度 基準：17.4% 目標：25%	
現況と課題	基本的方向	主要施策
<p>情報通信技術の飛躍的な進歩により、社会のあらゆる分野でデジタル化、ネットワーク化等の情報化が進み、広くインターネットが普及するなど情報通信技術を活用する機会が増えています。</p> <p>また、これに伴い、通信事業者等による大容量、高速情報サービスの提供が可能な高度情報通信網の整備が進んでおり、情報通信技術の進展に対応できる情報基盤の整備と地域情報化施策への取組が必要となっています。</p> <p>このため、行政情報の提供など様々な分野での情報化を積極的に推進し、市民サービスの向上や地域の活性化に取り組むとともに、地域の情報格差が生じないよう情報基盤整備を進めていく必要があります。</p> <p>また、携帯端末の普及等により、災害時の迅速・的確な情報提供など、新たな情報提供・受信方法を検討するとともに、市民への学習機会の拡充等により利用拡大を図る必要があります。</p>	<p>(1)情報通信基盤 市民が情報通信技術に接する機会の拡充や情報通信技術を活用した質の高い公共サービスや行政情報の提供を容易に受けることを可能にするため、国・県の情報化施策を活用した高度情報通信網の整備など情報通信基盤の整備を進めます。特に災害時の活動拠点及び避難所や観光施設等での通信施設整備を推進します。</p> <p>(2)行政情報化 情報セキュリティの強化を進めるとともに、電子申請の充実等電子自治体の構築を進め、行政情報の電子化の推進や新たな情報通信技術を活用した情報提供に努めます。</p> <p>(3)地域情報化 携帯端末を活用した新たな情報提供を行い、地域の情報化を推進します。</p>	<p>(1)情報通信基盤 ①基幹的な高速情報通信基盤の整備促進 ②情報化計画の推進</p> <p>(2)行政情報化 ①行政情報の電子化の推進・充実 ②電子申請システムの運用・充実 ③情報セキュリティの強靱化 ④新たな情報通信技術の活用</p> <p>(3)地域情報化 ①携帯端末を活用した情報提供 ②情報通信技術を活用するための学習機会の拡充</p>